総務省公害等調整委員会

ちょうせい

令和3年 **8月**

第106号



特集

公害紛争処理制度の特長 ~専門的知見の活用~

島原市における養豚場等からのし尿による水質汚濁被害 原因裁定申請事件について

座談会

野焼きに関する諸問題と対応等

ネットワーク

最前線紹介

市民に寄り添った苦情対応について がんばってまーす

苦情対応を通して思うこと 人の話を聞く大切さ [宮城県石巻市]

[石川県小松市] [香川県観音寺市]



石巻市の街並み (写真提供:宮城県石巻市)



お旅まつり 曳山八基曳揃え (写真提供:石川県小松市)

Contents

2 公害等調整委員会新委員紹介

公害等調整委員会事務局

3 特集 公害紛争処理制度の特長 ~専門的知見の活用~ 島原市における養豚場等からのし尿による水質汚濁被害 原因裁定申請事件について

> 福岡高等裁判所第1民事部判事(元公害等調整委員会事務局審査官) さとう たくみ 佐藤 拓海

- 8 座談会「野焼きに関する諸問題と対応等」 公害等調整委員会事務局
- 19 新潟県における「環境と調和した持続可能な農業」の取組について 新潟県農林水産部農産園芸課
- 22 誌上セミナー「悪臭について」 第2回 悪臭防止法の規制基準 公益社団法人におい・かおり環境協会
- 31 公調委からのお知らせ 令和3年度こども霞が関見学デー 公調委オンラインイベント「においを楽しもう!」 公害等調整委員会事務局
- 32 民事訴訟手続と裁定手続の違い ~裁定手続の利用を検討している法曹関係者の方へ~

公書等調整委員会事務局審査官 高田 美紗子





安宅の関 義経・弁慶・富樫像 (写真提供:石川県小松市)

銭形砂絵 (写真提供:香川県観音寺市)

<ネットワーク>

- 40 最前線紹介
 - *市民に寄り添った苦情対応について 宮城県石巻市生活環境部環境課
- 42 がんばってまーす
 - *苦情対応を通して思うこと

石川県小松市産業未来部環境推進課技術員 東口 峻

- *人の話を聞く大切さ 香川県観音寺市市民部生活環境課技師 大山 将央
- 46 『第51回公害紛争処理連絡協議会』について 公害等調整委員会事務局
- 53 コロナ禍 における公害 紛争処理 ~令和2年度公害等調整委員会「年次報告」(白書)から~ 公害等調整委員会事務局 ※
- 58 公害等調整委員会の動き(令和3年4月~6月) 公害等調整委員会事務局 ※
- 59 都道府県公害審査会の動き(令和3年4月~6月) 公害等調整委員会事務局 ※

※印の記事は転載自由です。

表紙の写真 高屋神社「天空の鳥居」(写真提供:香川県観音寺市)<関連:44 ページ>

高屋神社は、標高 404mの稲積山の頂上に本宮があるため、「稲積神社」「稲積さん」ともよばれており、本宮からは観音寺市内と美しい瀬戸内海が一望できます。

本宮の鳥居は「天空の鳥居」として知られ、平成30年には四国八十八景にも選出されました。

公害等調整委員会新委員紹介

公害等調整委員会では、令和3年6月30日付で松田隆利委員及び髙橋滋委 員が退任し、その後任に、令和3年7月1日付で若生俊彦委員及び大橋洋一委 員が就任しましたので御紹介します。



としひと 若生

昭和56年、当時の行政管理庁に入庁 して以来、総務庁、総務省、内閣官房 などで38年間勤務し、主に行政管理や 行政評価、行政改革といった分野を担 当し、行政内部において、時代の変化 に対応した改革、改善を進める仕事に 従事してきました。当委員会は、申請 に基づき公害紛争を処理する機関です が、個々の事件は社会の縮図でもあり、 その解決を通じて行政のあり方を含め 社会の改革、改善に繋がっていく側面 もあると思います。皆さんの協力を得 て職務に励んでいきたいと思いますの で、よろしくお願いします。



まういち 洋一 大橋

私は法科大学院に勤務しております が、ここでは実務家教員と研究者教員 といった区別があり、私は後者に属し ます。私自身は実務経験が乏しいため、 審議会や委員会等の仕事に積極的に参 画したり、同僚から多くを学んできま した。今回、公害等調整委員会で経験 を積む機会に恵まれましたので、とり わけ、事実認定の重要性や事実認定に おける専門性といった問題を考える契 機にしたいと考えています。微力です が、実務と理論の架橋を目指して本委 員会でも励みますので、宜しくお願い いたします。

公害等調整委員会 委員長及び委員一覧

役 職	氏 名	経歴・現職
委員長	まらい つとむ 荒井 勉	元福岡高等裁判所長官
委員	上家和子	医師 (元日本医師会総合政策研究機構主席研究員)
委員	がき まさのり 都築 政則	元東京高等裁判所判事 部総括
委 員	若生 俊彦	元富士通(株)シニアアドバイザー、 元総務省総務審議官
委員(非常勤)	野中 智子	弁護士 (元司法研修所教官)
委員(非常勤)	かとう かず み 実	国立研究開発法人産業技術総合研究所理事
委員(非常勤)	大橋 洋一	学習院大学専門職大学院法務研究科教授

(令和3年7月1日現在)

島原市における養豚場等からの し尿による水質汚濁被害 原因裁定申請事件について

福岡高等裁判所第1民事部判事(元公害等調整委員会事務局審查官)

佐藤 拓海

公害等調整委員会に原因裁定申請があった事件のうちから、2度の職権調査などを経て裁定を 行った本事件について、その経過、概要とともに、専門的知見を活用する意義などについて、当 時の担当事務局審査官に振り返っていただきました。

はじめに 1

(1) 本件は、自社敷地内の井戸(以下「本件井 戸」といいます。) からくみ上げた地下水を利用 してこれまで食品の製造をしていた申請人が、 地下水から水道法所定の基準値を越える硝酸 性窒素、亜硝酸性窒素及び大腸菌群が検出され たことについて、地下水の上流地域において養 豚業を営む被申請人らによって排出又は処理 されたし尿が原因であると主張して、原因裁定 を求めた事案です。図面がないので、分かりに くいかもしれませんが、申請人が営む会社所在 地(以下「申請人会社所在地」といいます。)と 被申請人らが営む養豚場又は被申請人らが建 設したし尿処理施設(以下「本件処理施設」と いい、被申請人らの営む養豚場を併せて「本件 事業地 | といいます。)は、それぞれ山の低い所 (標高約 145m) と高い所 (標高約 250mから 約 280 m) にあって、直線距離にして約 1 kmか ら 1.5 km離れており、申請人は、本件事業地が ある山の高い所でし尿処理や排水方法などに 問題があって地下水の汚染が生じ、これが流下 して申請人の使用している本件井戸の水質を 汚濁したと主張しているというものです。

原因裁定の申請は、民事上の損害賠償責任の 要件のうち、加害行為と被害結果との間の因果 関係に限定して法律判断を行う制度ですが、本 件では、養豚業を営む被申請人らによって排出 又は処理されたし尿により汚染された地下水 が本件井戸に到達しているかという到達の因 果関係の存否が主要な争点になります。

(2) 本件は、公調委に対して原因裁定申請がな される前に、申請人が被申請人らを被告として 地方裁判所に対して損害賠償を求める民事訴 訟事件を提起しており、確か、担当裁判官の示 唆により、申請人が公調委に対して原因裁定の 申請をするに至ったのではないかと記憶して います。「裁判所で審理するのであれば、到達の 因果関係について、被申請人らが養豚事業を始 めた時期、し尿処理や排水処理に不適切な点が

¹原稿を執筆するに当たり、職権調査時にも本件を担当されていた波積大樹元公調委事務局審査官(現 農研機構理事)にご協力いただきました。この場を借りて感謝申し上げます。

なかったかどうか、本件井戸の水質調査におい て基準値を越えた時期との整合性、本件井戸の 上流側の利用状況(他の汚染源があるかどうか) などを考慮して判断することになるでしょう が、申請人会社所在地よりも高い山側には、本 件事業地だけでなく、他の養豚場、養鶏業、畜 産糞尿処理施設もありましたし、被申請人らが 養豚業を営んでいる場所も数か所ありました。 上記のとおり、本件事業地の最も近い所であっ ても本件井戸との直線距離は約1kmあります。 また、重要な事実として、申請人会社所在地に は本件井戸の他に複数の井戸があり、同じ敷地 内にありながら汚染されていない井戸があっ たそうです。そうすると、地下水の挙動を把握 することなしには、因果関係の存否の判断は相 当困難に思えます。到達の因果関係の存否を判 断する上での調査や専門的な知見が得られる ことを狙って原因裁定の申請がされたことは 上記民事訴訟における因果関係の存否を検討 する上で大きな意味があったと考えられると ころです。

	事件の処理経過				
H23. 3	申請受付				
8	専門委員を任命				
	(水環境学、地下水汚染)				
9	専門委員及び事務局による現地調査				
H24.	現地水文地質構造等調査				
2~3					
3	第1回審問期日(大村市)				
	裁定委員会による現地調査				
H25.	現地水質等調査				
1~3					
H26.10	第2回審問期日(大村市、審問終結)				
H27. 2	裁定 (一部認容)				

2 本件における職権調査

- (1) 公調委では、職権調査といって公調委の費 用による調査を実施する制度があり、どのよう な場合に調査を実施し、どの程度まで調査をす るかについての判断は難しいところがあると 思います。もっとも、本件処理施設では、し尿 の蒸発散処理といって不純物等を除去した処 理水を排水用のパイプで蒸発散場という所に 送って土壌に浸透させて天日蒸発させること をしていたのですが、地下への浸透を防止する ための遮水シートが破れていたことや本件処 理施設の能力を超えるし尿を受け入れていた ことなどが証拠上認められました。そうすると、 地下水の汚染の原因が被申請人らの活動にあ る可能性は否定できないと思いますし、地下水 の汚染という被害の内容をみても、本件では職 権調査を実施することが積極的に期待されて いるといってよいと思います。
- (2) 本件では、申請受付後、有識者のヒアリン グをした上、水環境学、地下水汚染分野の専門 家である田瀬則雄先生(当時筑波大学大学院教 授) に専門委員をお願いし、その後に専門委員 及び事務局による現地調査が実施された上、平 成 24 年1月から同年3月まで水質等の職権調 査がされました。この職権調査では、本件事業 地からの地下水の挙動を明らかにすることを 目的とし、①地質構造を明らかにするため、本 件事業地周辺(裁定書記載のA地点のことです。 以下「A地点」といいます。標高約250mです。) と本件井戸周辺(裁定書記載のB地点のことで す。以下「B地点」といいます。標高約 145m です。) の 2 か所につき深さ 50mのボーリング 調査を行い、②上記2か所だけでなく、本件井 戸、本件事業地内にある既存井戸等も含めた水 質調査がされました。①については、水文地質

構造推定断面図が作成され、②については、窒 素同位体比 2だけでなく、ヘキサダイアグラム 3やトリリニアダイアグラム 4により地下水の分 類が視覚化されています。これらの調査結果に 加え、調査結果を踏まえて、地下水が家畜糞尿 に由来するかどうか、各検体が同じ水脈の地下 水であるのかどうかについての考察がされた 報告書が提出されました。同報告書では、A地 点(深さ 40mのもの)と本件井戸の検体につき、 ヘキサダイアグラムの形状が類似し、トリリニ アダイアグラムも他の検体と異なる位置にプ ロットされたことから、同じ水脈の地下水であ る可能性が高いとされました。

この職権調査の結果を踏まえ、地下水の流下 状況や本件事業地周辺の地質構造をより詳細 に把握し、水質汚染源別(畜産廃棄物、農地へ の施肥など)の地下水汚染への寄与度を推定す るために、平成24年12月から平成25年3月 まで水質等の調査がされました。この職権調査 では、A地点よりも上流にある本件処理施設の 南西側の地点(裁定書記載のC地点のことです。 以下「C地点 | といいます。標高約 280 m です。) でボーリング調査を実施した上、A、B、Cの 各点や本件井戸の水質調査を実施し、これを踏 まえて、前回の職権調査で作成された水文地質 構造推定断面図やヘキサダイアグラム、トリリ ニアダイアグラムを再度作成し、各検体が同じ 水脈の地下水であるのかどうかについての考 察や水質汚染源別寄与度調査の結果が記載さ れた報告書が提出されました。同報告書では、

前回の結果に加えて、C地点、A地点(深さ30 mから 50m)、本件井戸の検体につき、ヘキサ ダイアグラムの形状が類似し、トリリニアダイ アグラムも他の検体と異なる位置にプロット されたことから、同じ水脈の地下水である可能 性が考えられるとされました。

これらの報告書は、当事者に送付されており、 当事者に意見を述べる機会を設けた上で、裁定 をするための資料とされました。

(3) 上記のとおり、本件における職権調査で実 施されたボーリング調査は3か所になります が、深さ 50mのボーリングには相当高額な費用 が必要であり、申請人個人が負担することはか なり難しいと思いますし、立証に成功して勝訴 するかどうかも分かりませんから、費用負担を 躊躇して調査を諦めてしまうかもしれません。 また、せっかく調査を実施しても事案解明のた めの適切な調査がなされなければ意味があり ません。適切な調査地点を選択する必要がある ことはもちろんですし、事案解明のためにどの ような調査をすべきか(上記(1)のとおり、検体 の濃度が水道法所定の基準値を越えたかどう かといった調査にとどまっていません。)、現地 調査を踏まえ、専門委員の助言に基づく職権調 査が必要とされるところです。

なお、本件では、2度の職権調査後、事務局 と調査を担当した業者による当事者に対する 職権調査結果の説明会が行われました。これは、 どの事件でも実施していたわけではありませ

²窒素の供給源を判定できる一つの指標で、肥料や家畜糞尿などの供給源により数値が異なります。

³検体中の主要イオン成分の当量値を水平軸にプロットし、各点を結んで図示したもの。同じ水脈の地 下水であれば形状が類似します。

⁴主要陽イオン、主要陰イオンの組成比を示す2つの三角ダイアグラムと、それを合成して得られる1 つの菱形のダイアグラムを図示したもので、同一の地下水系(同一の水質起源)に属する地下水は、 ほぼ同一の箇所にプロットされます。

んが、報告書の記載内容を読み解くためにはへ キサダイアグラムやトリリニアダイアグラム の見方など専門的な知識が必要であり、報告書 の記載内容に対する理解を深めてもらうため に行われたものでした。質疑応答の時間も設け ていたように思います。私は、公調委に出向し て間もない時期でしたので、公調委では、職権 で調査する一方で、特に不利な調査結果となっ た当事者が反論する機会を十分にするための 手続保障に配慮された丁寧な運用がされてい ることが大きな特色であると感じた次第です。

3 職権調査後の審理経過

説明会の後、被申請人側からは被申請人側が 依頼した大学教授の方が作成した意見書等が 提出され、公調委における審理の最終段階にな りましたので、これまでの職権調査を踏まえて、 専門委員である田瀬先生に意見書を作成して いただくことになりました。田瀬先生が作成さ れた意見書では、①本件井戸の硝酸性窒素の濃 度が急激に上昇し、しかも濃度が維持されたま ま現在も継続していることから、汚染源が継続 して大量に土地に蓄積されていることが考え られること、②本件事業地周辺の地下水の帯水 層は、連続性の悪い粘土層があるが、表層数十 mは砂礫からなる同一の帯水層と判断でき、基 本的には不圧地下水であること、③地下水の流 動は、詳細は不明であるが、基本的には斜面に 整合する形で南西から北東へ向かって(A、B、 Cの各地点は、C地点→A地点→B地点と順に 南西から北東へ位置しています。)流動してい ると考えられ、C地点からB地点へ地下水が到 達するのに3年から10年経過すると想定され るが、これにはかなりの誤差が含まれること、 ④土地の利用状況が平成6年頃以降は変化が なく、窒素の供給源としては家畜排せつ物が主

要なものと考えられること、⑤硝酸性窒素の濃 度は、表層の地下水での濃度が高いが、本件事 業地内の深井戸(100m以上の深さがありまし た。) では低いので、汚染源は地表、上流側にあ り、また、本件処理施設に近いC地点は蒸発浸 透処理の影響があると考えられること、⑥窒素 同位体比の数値等から、汚染源としては、施肥 ではなく、家畜排せつ物が想定できることなど から、被申請人の事業活動により本件井戸が汚 染された蓋然性が高いとのことでした。田瀬先 生の意見書も当事者に送付された上、当事者に 意見を述べる機会を設けた上で、裁定をするた めの資料とされました。

被申請人側から田瀬先生の意見書に対して 反論の書面などが提出された後、第2回審問期 日を開催して審理を終結しました。裁定では、 本件井戸について、平成17年2月23日以降に 検出された硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素によ る水質汚濁が、平成 12 年3月頃から本件処理 施設において処理水の蒸発散処理をやめるま での間、被申請人らが本件処理施設に持ち込ん だし尿を原因とするものと認められるとして 申請を一部認容しました。詳細については、裁 定書をご覧いただければと思いますが、骨子と しては、職権調査の内容であるボーリング調査 の結果や水質調査の結果等を認定した上で、田 瀬先生の意見書を用いて、①C地点、A地点、 B地点及び本件井戸が同一の谷沿いに位置し ており、AないしC地点の地下水が地表面の高 低差に従い、最も高いC地点から北東方向にあ るA地点、B地点の順に流下していると推認さ れ、トリリニアダイアグラムの分類結果、ヘキ サダイアグラムの形状を考慮すると、C地点、 A地点、B地点及び本件井戸で採取された地下 水は同一の水脈に由来するものと推認される こと、②硝酸性窒素の濃度や窒素同位体比が本

件井戸、A地点、C地点の順に高くなっていき、 本件井戸の硝酸性窒素等の濃度が急激に上昇 し、以降長期間にわたって高濃度を維持してい ることが認められる一方、平成6年から本件処 理施設が開業される平成 12 年までの間に本件 井戸で畑地や民家といった他の窒素供給源が 顕著に増加した事実が認められないことなど から、本件井戸における硝酸性窒素等による水 質汚濁の主要な汚染源は、C地点又はその近傍 において、継続的かつ多量に供給された家畜糞 尿であり、C地点に最も近い本件処理施設のし 尿処理、特に蒸発散処理の構造上及び運用上の 問題などから、本件処理施設のし尿の蒸発散処 理過程においてC地点の地下水が汚染され、こ れが本件井戸における硝酸性窒素等の水質汚 濁を発生させたと推認するのが相当であると しました。

4 終わりに

裁定に至るまでかなり時間を要しましたが、 職権調査等により、地下水の挙動が科学的に明 らかになったのではないかと思います。民事訴 訟事件については、裁定がされた後どのような 解決がされたのかは伺っていませんが、職権調 査の結果等を記載した報告書や意見書に加え て、裁定書も証拠として裁判所に提出されたで

しょうし、裁定書を読めば、職権調査や意見書 の証拠評価が理解できますので、裁判所にとっ ても審理を進める上で有益であったと思いま す。

公調委のよさは、構成の多様さにもあると思 います。裁定委員会の構成は、富越委員長(元 東京高裁長官)、杉野委員(弁護士)、富樫委員 (当時産総研理事)でしたし、事務局職員も裁 判所からの出向者と行政庁からの出向者数名 で事件担当になっていました。裁定に至る裁定 委員会の合議は刺激的で贅沢な時間であった と思いますし、本件ではそのような場面はなか ったですが、事務局職員で都市型生活型の公害 の防止対策などをいろいろと検討していたこ とも印象に残っています。多様な見方があるこ とを念頭に裁判をすることの重要性を感じた 公調委への出向であり、今も非常に貴重な機会 であったと感じています。

【参考】

当事件については、以下の公害等調整委員 会のホームページも御参照ください。

https://www.soumu.go.jp/kouchoi /activity/shimabara.html



島原市における養豚場等からのし尿による水質汚濁被害原因裁定申請事件(概要)

【事件の概要】

平成23年3月7日、長崎県島原市の食品会社から、畜産会社3社及び畜産事業者1人を相手 方(被申請人)として、申請人が食品製造に使用している井戸から硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 が検出されたのは、被申請人らが開設した養豚場等から排出されたし尿によるものである、との 原因裁定を求めるものでした(その後、申請人の裁定を求める事項は変更されました。)。

【事件の経過】

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の現地審問期日を開催す るとともに、養豚場等から排出されるし尿と地下水汚染の因果関係に関する専門的事項を調査す るために必要な専門委員1人を選任したほか、裁定委員会による現地調査等を実施するなど手続 を進めた結果、平成 27 年 2 月 10 日、本件申請を一部認容しました。

座談会「野焼きに関する諸問題と対応等」

地方自治体で公害苦情処理を担当されている方々が、取扱いに悩まされている「野焼き」。 今回は、「野焼きに関する諸問題と対応等」をテーマに、地方自治体における対応状況やその 課題等を共有いただきながら、野焼きが例外的に認められるか否かをどのように判断し、公害 苦情・紛争処理を行っていくのかについて、地方自治体担当者、有識者等に御議論いただきま した。(6月24日 ウェブ開催)

【御出席者(敬称略)】

地方自治体

東京都環境局環境改善部大気保全課大気担当課長代理 小熊 利導

兵庫県三田市まちの再生部環境共生室環境創造課長 辻下進一、同課主幹 長濱昌 一

有識者等

公害苦情相談アドバイザー(大分県大分市) 利光泰和 公害苦情相談アドバイザー(東京都板橋区) 上野邦夫

上智大学大学院法学研究科長 北村喜宣

司会 公害等調整委員会事務局長 相馬清貴 (開催当時)

はじめに

相馬 本日は本座談会に御参加いただきまして、ありがとうございます。

令和元年度公害苦情調査における公害苦情受付件数の内訳を公害の種類別にみると、「騒音」が最も多いのですが、発生原因で最も多いのは「焼却(野焼き)」(以下「野焼き」という。)で、全体の75,476件中12,551件、16.6%でした。

この野焼きに関する公害苦情については、地方自治体で公害苦情処理を担当されている方々がその取扱いに悩まされております。野焼きは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)による規制にかかわらず、都道府県や市区町村の判断によって例外的に認められる場合もありますが、どういう場合に認めるべき

なのかという判断が難しいこと、また、対応する部署が警察、消防なども含め多岐にわたっていること、さらには、大気汚染、悪臭、ダイオキシンの問題として捉えるのかなど、対応する根拠も様々であることなどの事情があるようです。



Web座談会の様子

また、一応適法ではあるとみなされる事案で あっても、住民から苦情相談が寄せられるごみ 焼却炉の構造基準を満たした焼却炉を使用し ている事業者への対応など、どのように苦情処 理を進めていくのか、また紛争解決のためにど のような形で双方に働きかけていくのか、非常 に苦慮しているという話もあるようです。

本日の座談会では、この「野焼きに関する諸 問題と対応等」をテーマに、都道府県及び市区 町村における現場での対応状況、それからその 課題等を共有いただきながら、野焼きについて の公害苦情処理等をどのように行っていくの かについて御議論いただく中で、野焼きへの対 応に苦慮する市区町村等における今後の取組 の方向性を見いだすための機会としていきた いと考えております。

野焼きによる公害苦情等の 現状

相馬 公害苦情調査では、「焼却(野焼き)| を「法令で定められた焼却施設を用いず、野外 で廃棄物を焼却することによる公害 | と定義1 しております。また、野焼きには、農作業に伴 う作物残渣だけでなく、家庭や事業者のごみな どを野外で焼却したことによる煙やにおいも 含めております。

冒頭に申し上げたとおり、公害苦情調査では 野焼きは発生原因としては最も多く、また、公 害の種類としては、大気汚染の例として「野焼 き」を、悪臭の例として「焼却臭」を記載して いることもあり、発生原因が野焼きであるもの については、大気汚染が78.4%と最も多く、次 いで悪臭が14.4%となっております。

一方で、この野焼きについて地方自治体に話 を伺うと、農家が稲わら、枯れ木などを田畑で 燃やした場合や、たき火その他日常生活で通常 行われる焼却で軽微な場合は、例外的に認めら れることもあるため、市区町村の中には公害苦 情には至っていないという判断から公害苦情 調査の受付件数には入れていないところがあ りました。

また、野焼きは複数の担当にまたがっており、 役所に寄せられた苦情のうちどこまでを公害 苦情としてカウントして良いかが分からない ため、野焼きの苦情件数や何を燃やしているの か等の状況を十分に把握できていないという 市区町村もありました。

このように、野焼きによる公害苦情について は、公害苦情調査では把握できない課題がある のではないかと考えておりますが、本日ご参加 いただいている地方自治体の皆さんから、まず は野焼きの公害苦情の現状を教えていただき たいと思います。

大阪府八尾市 中村 では、年間100件ほどの 野焼きの苦情を受け付 けており、その内訳と しては農業が約5割と 一番多く、次いで家庭 などの草などが約2割 で、そのほか産業廃棄



物や事業系の一般廃棄物となっております。廃 棄物の野焼きにつきましては、廃棄物部局と連 携して対応しております。

廃棄物処理法の除外規定に当たる農業など の野焼きが多いことから、指導が難しく、対応 に苦慮しております。

永濵 兵庫県三田市 では、昭和62年頃から ニュータウンの開発が 進み、それまでの人口 3万2,000人台から、現 在人口11万人となり、 既成市街地と新興住宅 地、農業振興地域が近 接しております。



野焼きの主な発生源につきましては、畦や溜

[「]公害苦情調査エクセル入力システム操作マニュアル」(令和3年3月総務省公害等調整委員会事務 局)

池等の刈草、野菜等の作物残渣でありますが、 平成29年頃から、消防署、市役所、警察への野 焼きに対する市民からの通報が相次ぎ、その度 に職員が現場に出向いて対応しておりました。 平成30年度に野焼きの内訳を調べたところ、農 業に伴うものが67%、産業廃棄物等が13%、現 場が確定できず原因不明が20%程度となって おりました。農業に伴う野焼きの通報が増加し たことによりマスコミにも取り上げられまし た。また、市議会での質問、市役所への情報公 開請求等の対応にも追われておりました。

過去においては、野焼きは公害苦情であるという意識はしていなかったのですが、平成30年5月には、オンブズパーソン制度の調査結果通知があり、「農業に伴う野焼きの煙と悪臭に関する市民からの苦情について、三田市はそれが公害苦情であると言う事を認識し、典型7公害及び複合型公害の大気汚染、悪臭に該当するものとして、適正な苦情受付及び苦情処理を行う様に」という意見をいただいております。そのため、平成30年度以降、野焼きを公害苦情としてカウントするようにいたしました。

利光 大分県大分市の令和元年度の野焼きの苦情処理件数は120件となった所で、一般廃棄物を所管する課と産業廃棄物を所管する課と産業がもあるいは両方で処理を行っており



ます。この120件のうち一般廃棄物が全体の8 割で残り2割が産業廃棄物です。

一般廃棄物に係る苦情の概要といたしましては、畑、私有地、庭先等での草や剪定枝の焼却によるものが多くありました。対応としては、一般ごみの指定された収集日にゴミステーションに排出するようにお願いしております。

産業廃棄物に係る苦情の概要としましては、 建設業者が建設廃材の木くずなどを焼却した ケースが多くございました。産業廃棄物ですので、事業者、あるいは排出者と申し上げた方がよろしいかと思いますが、自らの責任として適正処理をその都度指導しております。

上野 東京都板橋区 東京都板橋区 では、ごみの焼却に関する苦情の申し立ての ますが、農家 といては あきについて といる といる 板橋区の といる 板橋区の といる に確認した りょう は時折あり くっぱい がい かき でっく ケー

スはないとのことでした。



ごみの焼却については、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年条例第215号。以下「環境確保条例」という。)による公害規制の中で、平成12年頃までは小型焼却炉等でごみを燃やすことを推奨していたのですが、あるときからダイオキシン問題が発生し規制強化されたことで一斉に取締りを行った結果、年間を通して件数として表れるような大きな苦情にまで発展することは少なくなってきております。

私どもとしては、農家の野焼き苦情は殆どありませんが、ごみを燃やすという苦情があった場合には、現場に行って厳しく指導しております。

小熊 東京都公書 東京都公書には、野焼きには、野焼きには、野焼きには、野焼きはる間停のまたた。また、あまりので、まずは不利になる。環境確保がでいまった。 はなり、まずは区やで、まずは区や市に話



が行って、それからというお話になりますので、

我々の方には話があまり上がってこないとい うところです。

野焼きを行う理由

相馬 野焼きは原則として禁止されている のに、行為者はどうして野焼きを行うのでしょ うか。

利光 大分市が産業廃棄物の野焼きの原因 者に話を聞いた結果では、廃棄物処理法による 規制についての認識がある人とそうでない人 の割合が半々程度でした。廃棄物処理法の認識 のない方には、法律の趣旨、目的といったもの をお話しし、行政指導によって再発を防ぐこと ができているケースも多々ございました。ただ、 コストの話というのも、現実には事例の中には あると思っております。

橋本 八尾市では、 現場に行き燃やして いる方々に実際にお 話を伺いますと、御高 齢の方が多く、昔から やっているのに何が 悪いのかと言う方や、 畑における野焼きに ついては、燃やした後



に土にすき込んで肥料にすると言う方が非常 に多いです。また、処分するに当たっても、ど うしたら処分できるのかと言う方もおります。

処分を依頼すると、当然費用面の問題もあり、 廃棄物処理法の例外規定であるという点もさ ることながら、昔からやっているのに何が悪い のかといった認識をお持ちの方が多いように 感じています。指導の範疇の中で、法令の趣旨 などは現場で説明を行い理解を求めています。 **辻下** コストや手間の問題もありますが、昔 から行っているのでそれが当たり前という認 識だと思います。先ほど稲わらをすき込むとい

うお話がありましたが、三田市の場合は、畦や

溜池の雑草が多いの で、そのまますき込む と田畑が荒れてしま うという考え方もあ りますので、理解され ることは難しいと思 っております。

農業以外の野焼き については、コストや



手間の問題から行っている人もいますので、警 察と連携を取りながら、指導や啓発をしている ところです。

上野 野焼きは例外的に認められていると いいましても、実際に役所に「窓が開けられな い | だとか、「洗濯物ににおいがついて困る | と か、「体調の悪い人がいるので困る」とかいう 苦情を受け付けており、やむを得ずだから周り に対して迷惑をかけて良いという話にはなら ないと思います。

板橋区では、このような苦情があった場合、 風向きなどを十分に考慮していただくことや、 広い土地であれば住宅の近くでは焼却しない ことなどを指導することになります。また、草 木などはよく乾かして煙の発生量を抑えると か、近隣に迷惑がかからないように配慮するよ う指導しておりますが、理解いただけないこと もあります。

野焼きを防止するための取組

相馬 環境省が平成29年度に実施した「野焼 きの実施状況に関するアンケート結果」をみる と、野焼きの防止に係る対策、取組等について は、多くの自治体が実施しているとのことです が、そのうち半数以上がホームページによる周 知などの住民への周知でした。野焼きの防止に 係る対策や取組としては、どのようなことを行 っているのでしょうか。

上野 農業が盛んな新潟県では、「稲わら等適

正処理に関する指導要綱」を整備しており、すき込みという方法を採られて、周りの住民と上手くやっていると聞いております。新潟県のホームページを確認すると、農業の方に対しては、極力、稲わらのすき込みなどを活用しながら周りと上手くやってくださいという旨が記載されておりました。

板橋区では、農家が土地の一部を切り売りし住宅が整備されると、農地の周りに新たに住んだ人から土埃が飛んできて洗濯物が汚れるとか、網戸に土が付いてしまうという苦情が入ることがあります。農地に宅地ができてしまうので、用途地域という考え方を持っていくのは無理がありますが、事実上のすみわけが行われることが望ましいと思っています。

永濱 三田市では、令和2年4月より農業に伴う野焼きを減らすための取組として、刈り草回収モデル事業や防草シート設置補助を行っており、野焼きの苦情通報件数は徐々に減少しております。

刈り草回収モデル事業は、主に通報が集中した地域の農業者等住民の協力を得て、地元自治会・農会と市の間で協定を結び、苦情通報対象となった野焼きの主な発生源である畦、溜池等の刈草、野菜等の作物残渣について、依頼を受けて回収する取組を行っております。また、畦等への防草シート設置補助により、畦草等の発生抑制に一定の効果が得られています。

これらの取組等により、野焼きの苦情通報の減少に大きな効果が出て、農業者は安心して農作業が行うことができる一方、刈草・作物残渣等の回収においては、回収対象であるフレコンバッグに集め入れる作業を農業者が行っており、多大な労力が払われております。なお、刈り草回収モデル事業は、今後の事業継続に課題があります。

利光 苦情処理を実際に行う職員が現場で抱えている課題を少し紹介させていただきます。 1点目として、苦情処理では、一般廃棄物なのか産業廃棄物なのか、あるいはその両方なのか、 そのように何を焼却しているのかを現場で確認する必要があることが課題です。先ほど少し触れましたが、一般廃棄物と産業廃棄物では、一般に指導の方法だけでなく、所管する担当部署も異なるという背景がございます。それぞれの担当部署の連携が、解決のキーになると考えております。

2点目の課題として、焼却禁止の例外となる 焼却行為の中で、「日常生活を営む上で」「通常」 「軽微なもの」の判断を行為者から問われた場 合に、返答に窮する場面があると聞いておりま す。

野焼き問題の解決に向けて① 連携の在り方

相馬 担当部署間の連携が解決に向けての 1つ目のキーとなるというお話がありました が、具体的にはどのような連携が望ましいので しょうか。

利光 一般廃棄物の処理は市町村が、また産業廃棄物の処理は事業者が責任を有するということが原則ですので、一般廃棄物を所管する部署と産業廃棄物を所管する部署、それぞれが相互に連携することが、このような野焼きの苦情の改善に繋がるというのは、皆さん御認識のとおりであると思います。



産業廃棄物の野焼き

特に産業廃棄物に関しましては、中核市以上は、産業廃棄物の処理施設や業の許可権者になっておりますので、基本的には同じ組織の中で

の連携ということになろうかと思います。それ 以外の市町村につきましては、都道府県と良好 な連携関係がないと、対応が難しいのではない かなと考えております。

中村 八尾市では、野焼きについては、廃棄 物部局のほか消防や警察とも連携しており、消 防からの連絡で現場に行き、指導などを行って おります。

橋本 八尾市では、苦情の受付について統計 を取っており、野焼きに関する相談の約半分位 は消防で受け付けております。火災予防の観点 から消防に連絡が入り、消防で指導したという 旨の報告を公害部局にいただいております。残 りの約半分は、住民から畑で野焼きが行われて いるため、布団ににおいがついて困っていると いった苦情を、公害部局で直接受け付けており ます。

辻下 産業廃棄物は基本的に県の所管にな っておりますが、三田市では、野焼きや不法投 棄も含め県と綿密に連絡を取っており、市内で 起こっていることに県がすぐに対応できない ときは、市が早急に現場を確認することにより、 被害を最小限にとどめ、県、市とコミュニケー ションを取りながら対応しております。

庁内の連携では、例えば、野焼きを減らすた めに農作業が増えてくるというようなことが あれば、農業部局との連携も必要かと考えます。

八尾市と同様、消防や警察との連携をとって おりますので、野焼きや不法投棄の連絡があれ ば、一緒に出向くようにしております。

なお、三田市では平成30年8月から、不法投 棄も含めて野焼きの通報を専用ダイヤルで土 曜日や日曜日も受け付けるようにしておりま す。このため、土日であっても消防、警察から 連絡があればすぐに出向いて、現場で警察、消 防とも連携しながら、野焼きしている行為者に 対しても対応しております。

野焼き問題の解決に向けて② 法律上の位置づけ

2つ目の課題として、焼却禁止の例外 相馬 となる焼却行為の中で、「日常生活を営む上で」 「通常 | 「軽微なもの | の判断についての話が ありました。野焼きは原則禁止となっておりま すが、野焼きを行っている人はどのような認識 を持っているのでしょうか。

八尾市では、実際現場に行き指導等を しておりますが、農業者は廃棄物処理法の除外 規定に当たるということを分かっている方が 多いので、適法であると認識して行っているの が現状です。周辺に家があることを分かりつつ、 配慮して行っていただいている方が多いので すが、配慮していない方もいます。昔から農業 を行っている人の中には、後から周りに家が建 ったので困っているという方もいます。

三田市では、農業上やむを得ないとい う例外規定があるので、農業者は一定範囲内で あれば燃やすのは仕方がないと思っています。

野焼きについての環境省の解釈で「農業に伴 うやむを得ないものの判断については、当該地 方公共団体において個別具体的 | というような 記載があります。これについて、私たちも何と なくイメージとして持っているものとして、例 えば、農業に伴うごみを個別具体的に焼却して いるものとして判断するものなのか、それとも、 農業者が高齢だから身体的にも燃やさないと 仕方がないということなのか。農業に伴うごみ をごみ焼却施設に持って行くことが困難であ るという場合には、個別具体的な事情として考 えて良いのでしょうか。

北村 今までのお 話からは、行政対応 の基準について非常 に御苦労なさってい る印象を受けまし た。現在の法律に基 づく関係について整 理をしていく必要が



あるという気がいたします。

廃棄物処理法第16条の2は「何人も、次に掲 げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却して はならない。」と規定しています。また、同法第 3項は「公益上若しくは社会の慣習上やむを得 ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に 与える影響が軽微である廃棄物の焼却として 政令で定めるもの」と規定しています。市区町 村のご担当の方々が御苦労されている原因が、 この第16条の2第3号を受けた廃棄物処理及 び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第 300号。以下「施行令」という。) 第14条第4号 で「やむを得ないもの」と規定されている点に あることがよく分かりました。これについては、 同号は「農業、林業又は漁業を営むためにやむ を得ないものとして行われる廃棄物の焼却」と なっていますが、同条第5号は「たき火その他 日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼 却であって軽微なもの」と規定しています。要 するに農業については、量は不問なのです。こ れは非常に興味深い違いです。

その理由を考えてみます。第5号は、通常の 一般廃棄物を念頭に置いています。これについ ては、基本的には市区町村に処理責任がありま す。市区町村に処理責任があるために、少し位 ならば御自分でというようなことかもしれま せん。ところが第4号は、事業者が事業活動と して出すものですから、そうしたロジックでは ないのです。

何故何も書いていないかというと、恐らく、 昔から行われていたからです。廃棄物処理法の 方が後から来た。生活環境に支障が生じない範

囲ですよという暗黙の前提がここにはあるこ とを確認しておくべきでしょう。そう考えると、 農業者が野焼きをするというのは権利でも何 でもなく、現在では、生活環境に影響がない程 度において認められるにすぎない点を理解す る必要があります。

相馬 令和元年度 公害苦情調査では、発 生原因が野焼きとな っている場合の発生 源をみると、「個人」 が67.0%と最も多く、 次いで「不明」が 11.6%となっており、 主な産業のうち「農



業・林業」は5.5%となっておりました。

そのため、いくつかの市区町村に、公害苦情 の発生源を「農業・林業」とせずに「個人」と している理由を確認したところ、市場に販売し ているかどうかで農家であるかどうかを判断 しているため、「個人」が多くなってしまうと のことでした。この場合には、農家ではなく家 庭菜園として個人が行っているという扱いに なるため、農業を営むためにやむを得ないもの として行っている野焼きではないという判断 を行っているとのことでした。

また、農家の野焼きの中には、稲わらだけで なく、プラスチックや家庭ごみも一緒に燃やし ていることもあるので、その場合には、例外的 に認められる野焼きではないという判断を行 っているとのことでした。

そのため、農業を営むためにやむを得ないも のとして行っている野焼きかどうかは、現場に 行って確認することができれば判断に迷うこ とはないが、苦情を受けて実際に現場に行くと、 空振りの場合が多いという意見もありました。 北村 役所が介入することで、上手くいくな らば良いのですが、そうではなくて被害が発生 し、役所も決定的なことが言えないとなると、 我慢できない人は訴訟を提起します。そのとき

には、裁判所は受忍限度という枠組みで判断を します。要するに原告が我慢の限界を超えた被 害を受けているかどうかということです。①侵 害行為の態様・程度、②被害の内容・程度、③ 公法上の規制との関係、④地域性、⑤被害者の 生活状況と侵害行為の関係のような基準を裁 判所は立てまして、これに事案を当てはめてい くのです。

恐らく野焼きでは、前述③の公法上の規制と の関係が非常に大きなポイントになってくる と考えられます。生活環境に影響がない範囲で ならば認めているということでしたので、その 基準を明確にするのが非常に重要です。

また、燃やせるものは、区分けで言いますと、 産業廃棄物のほかに事業系一般廃棄物となる ものが多いようです。そのため、事業系一般廃 棄物に関しては、その処理の責任を持つ市町村 の一般廃棄物処理計画の中でどう受け止める のかということも重要で、これは部局間連携に とって大きなポイントです。

野焼き問題の解決に向けて3 条例制定の考え方

相馬 2つ目の課題へのもう1つの対応と して、法令解釈では説明がしづらいのであれば、 根拠となる条例を制定するということもあり 得ますが、廃棄物の関係法律と条例との関係と いうことで考えた場合、地方の実情に合わせて 条例で強く規制していくという方向性はあり 得るとお考えでしょうか。

北村 その際には、廃棄物処理法第16条の2 との関係が問題になり得ます。同条のもとでは、 屋外焼却行為が原則禁止です。しかし、例えば 農業を営むためやむを得ないものは認められ ている。このように言われますと、認めている ものを条例規制するのは、違法ではないか。こ ういう議論に繋がっていくのです。そういう整 理も当然ありますが、廃棄物処理法第16条の2 を含めた、施行令14条第4号の規定はかなり曖

昧性が高いため、どこまで認めるのかを条例で 具体化するのは、廃棄物処理法との関係でも違 法性はないと私自身は考えます。

青森県では、稲わらの有効利用の促進 上野 及び焼却防止に関する条例を制定されており、 秋田県では稲わらは燃やしては駄目という厳 しい条例を設けていました。各地で農家と上手 くやるように苦労されていると思います。

東京都では、環境確保条例の中で、野 小熊 外焼却も含めて、焼却炉は火床面積0.5m²未満 の焼却炉は使用禁止としておりますが、農業関 係で言うと、例えば害虫駆除などであれば条例 でもやむを得ないと認められる焼却行為とし て扱っています。なお、そのような場合でも、 例えば家庭ごみやプラスチック等を一緒に燃 やさないよう指導も行っています。このように 何かあれば、条例を基に指導をしているところ です。

橋本 八尾市では、周辺の生活環境を損なっ てはならない旨の規定を条例中に設けていま す。また、廃棄物処理法と同様に、農業等につ いては、その条例中でも除外規定を設けていま すが、除外された野焼きにつきましても、周辺 の生活環境に影響を及ぼすことのないよう努 めることという努力義務規定を設けています。 この条例につきましては平成30年に改正を行 っておりまして、野焼きの条項を改正するに際 し、廃棄物処理法における除外規定に当たるよ うな野焼きによる周辺への影響を少しでも低 減させることができないかといった検討を行 い、周辺に配慮するよう努力義務規定を設けた 次第です。努力義務規定については罰則はあり ませんが、その焼却行為により周辺に甚大な影 響を与えている場合については、命令の後、罰 則があるといった状況です。

この規定によりまして、農業における廃棄物 処理法の除外規定に当たるような野焼きにつ きましても、本条例の努力義務規定に基づく行 政指導が可能となり、苦情が生じた際には、周 辺住民に配慮するように指導を行っている次 第です。

相馬 八尾市の条例については、野焼きをする方々に周知されているのでしょうか。

橋本 ホームページや市政だより等で、野焼きを禁止するという周知を行っていますが、なかなか浸透は難しい状況であると認識しております。そのため、現場に行き少しずつ、草の根的な広報活動を今続けているところでございます。

辻下 三田市では、廃棄物処理法の趣旨に従って、ガイドラインで具体的に野焼きする時間や季節などを事細かに決めることによって、農業者が安心して野焼きをできるルールを決めようとしたのですが、逆に農業者の負担が増えることなど、農業者からの反対が多くありました。このため、成案にはなりませんでした。

ですから、廃棄物処理法の解釈の中で、できるだけ周辺に影響を及ぼさないように、もし通報があれば周りに影響があるということなので、気をつけて燃やしてくださいよというような啓発を行っております。

北村 何とかクリアに一線を引こうと試みた。立派だったと思います。その反面、やはり屋外焼却に伴う被害については、未然防止は非常に難しいのです。必然的に事後対応になる点で、悪臭防止法とよく似ています。この点を未然防止のルールとして、具体的に農業者の方に対して、例えばJAを通じて伝えていくのか。八尾市では必ずしも十分には伝わっていないということでしたが、この辺りが非常に重要な点であるように感じます。

苦情処理の観点からの アプローチ(まとめ)

相馬 野焼きを防止するための取組等を踏まえて、苦情処理という観点からは、どういうところを重点に行っていくことが効果的だとお考えでしょうか。

辻下 まずは通報を減らすためにも、原因を

減らすための工夫をすることが重要です。

三田市では、今まで行ってきた事がなぜダメになったかなど農業者の方へどのように理解をしていただくかが課題ですが、この2、3年は、苦情の多い地域で雑草の刈草を回収していることもあり、野焼きの通報が少なくなりました

しかし、時限的な施策として考えていますので、来年以降にどのような形にしていくかというところを、今からもっと検討、研究していかないといけないと思っております。

橋本 苦情を少なくするためには、アプローチの仕方としては2つあると考えています。 野焼きについては、苦情が入って現場に行き、何か燃やしている行為者に対して、条例や廃棄物処理法などの法規制に基づいて規制を受けていますよと伝える、そういった指導を行うのが一つのアプローチです。

もう一つのアプローチとしては、受忍限度の 話が出ていますが、野焼きが行われている現場 を把握するきっかけとなるのが苦情です。苦情 を言ってこられる方に、農業における野焼きに ついては一定程度認められているのだという お話を、例えば電話で苦情を受け付けるときに は説明するといった苦情者へのアプローチで す。

この2点から攻めていくことが必要ではないかと考えております。

相馬 苦情処理の観点からは、野焼きでお困りの方が、野焼きが公害であることを認識してもらうこと、公害苦情相談窓口の担当職員の方にも、農作業に伴う作物残渣を野外で焼却したときだけでなく、家庭や事業者のごみなどを焼却したことによる煙やにおいも、公害になる場合があるという認識に立っていただく必要があると考えておりますが、今後の取組についてのアドバイスはありますでしょうか。

上野 公害という観点、切り口でいけば、野焼きは煙を吸い込むことによって、健康被害というのが当然一番の問題になってくるかと思

いますが、洗濯物ににおいがつくという悪臭で あるという切り口で周知することに力を入れ れば良いと思います。また冒頭で、公害等調整 委員会では、野焼きによる公害苦情の状況を公 害苦情調査では十分には把握できていないと お話がありましたが、その要因を分析し、例え ば、公害苦情調査の調査項目の見直しなどを行 うことによって、把握できるようにすべきでは ないかと感じました。

利光 焼却を行ったとしても周辺の生活環 境が損なわれることがない軽い程度だから例 外的に認めるという解釈については、現実に悪 臭や煙害に関する一般的な苦情が発生すれば、 それはもう軽度とは言えない焼却行為という ように、現場で苦情処理に携わる方は認識され ても良いのではないかなと考えております。

しかも実際の苦情は、現場で処理に携わって いる公害苦情相談員の皆さんが御存じのとお り、焼却の量だけではなく、現場の地域性、煙、 悪臭の影響がどの範囲まで及ぶのか、苦情者と 原因者の位置関係など、お困りの具体的な内容 により、大変処理が難しいということがあるか と思います。そのようなことから、まずは苦情 を訴えた方のお困りの程度を現場調査で客観 的に把握して、それを踏まえた、原因者への指 導を行うべきと思います。

私も経験があるのですが、具体的には、原因 者が焼却をしているその場の状況を現認する 機会を捉えるということが、ポイントとなるこ とが多いように思います。苦情者の訴えが大げ さなのか、あるいは訴えは控えめでも本当に困 っているケースなのか、あるいはごくごく一般 的なケースなのかを現認すれば判断できると 思います。

それから、野焼きの原因者に対して何らかの 対応、工夫、周辺への配慮をお願いする場合な どは、行為の最中にお願いする方が良いと考え ております。もう一つ苦情者の訴えの程度をど のように判断するのかというのは、処理の中で 大変ポイントになるわけですが、これはそれぞ

れの公害苦情相談員が、現場の処理を一定数こ なし、この蓄積された行政経験が良い判断を生 むのではないかなと思っております。

現場調査で客観的に把握できるよう 相馬 するためには、経験が大事ということですが、 経験を積むためにはどうしたら良いのでしょ うか。

利光 事例の程度を判断するのは、五感の物 差しを磨くということだと思います。まずは多 くの事例を経験するということがあろうかと は思いますが、少ない事例経験であっても、1 つの経験の中でしっかりした振り返りを行う ことや、他の市区町村が既に解決した公害苦情 相談事例の処理経過等を参考とすることによ って磨くことができますし、併せて自らのスキ ルアップにも繋がってくるのではないかと思 います。

もう1点、野焼きの事例に限らず、公害苦情 処理がどうしてもそのセクションでは難しい ということであれば、これは庁内、あるいは庁 外の関係機関と上手く連携していくというこ とが、解決に繋がってくるのではないかなと思 っております。よく言われることですが、連携 する職員とは日頃から意見交換などを通じて、 お互いの顔の見える関係を構築していくこと が大切だと考えております。



一般廃棄物の野焼き

上野 本筋を確認する、客観的な事実を確認するという点では、私も同意見と思います。ただ一方で、何故野焼きをしてしまうのかという根本的なところなのですが、農業に伴うごみをどうしたらいいかという切実な問題もあるようです。

生活環境の支障という点では、規制基準値を どう捉えるかという話になろうかと思います。 臭気として捉えるのか、煤煙として捉えるのか という点も踏まえて、それが実際に被害の実態 としてどのように付近へ影響を及ぼしている か、被害者の数がどの位なのかという点を捉え たときに、公害苦情という点で客観性を持つの は重要なことと思っておりますので、今後も非 常に難しい、扱いづらい公害苦情対応になるか と思いますけれども、その辺は今後もお互い自 治体を超えた形で助け合っていければいいな と思っております。

環境確保条例の中でも、この野焼き等に関して罰則規定もございますが、実際そこまでやるのはほとんどないと思いますので、先ほど北村先生からありました「農業者が野焼きをするというのは権利でも何でもなく、生活環境に影響がない程度であれば認めるということでしかない」というコメントも踏まえながら、公調委のアドバイザーの立場としても取り組んでいきたいと考えております。

北村 やっているのは焼却ですので、廃棄物 処理法の視点からは、中間処理をしていること になります。要するに減量化ですが、部分的に は土壌づくりということも言えるでしょう。そうである限りにおいては、違う評価もあるかも しれません。しかし、同じことを処理業者が行うと違法だと言われるにもかかわらず、何故、排出事業者である農業者が行うと適法と言われるのか。「やむを得ない」という言葉の中身の補強が必要と思いました。

農業は、この国では益々大事にされる産業になってきます。大事な産業であるがゆえに何とか地域で合意できるルールをつくる。それを地

域内のコミュニケーションのガイドラインなり条例により具体化することが不可欠だと考えます。

誰もが合意できる内容を、条例なり基本指針なりでまず明確にする。その枠組みの下で個別の紛争処理に役立てていくというアプローチが良いのではないでしょうか。一発で決めるのではなくて、多段階で着地点を見いだしていく。まさに紛争処理は互譲の精神がモットーです。規制ではなく、共存の模索です。そういうものの一つとして実験的な場面であると理解いたしました。

相馬 そろそろお時間が参りましたので、この辺りで終了とさせていただきます。お忙しい中、ありがとうございました。

新潟県における 「環境と調和した持続可能な農業」 の取組について

新潟県農林水産部農産園芸課

1 はじめに

新潟県では、食品等の安全性や消費者の信頼 を確保するため、「にいがた食の安全・安心条例」 (平成17年条例第81号)に基づく基本計画に より、関係者の取組が進められています。

また、貴重な生態系の保全や地球温暖化対策、 資源循環の地域社会づくりをすすめるため、環 境と調和した持続可能な農業を推進していま す。

2 取組の内容

(1) 稲わら等の有効活用

新潟県では稲作が盛んに行われており、耕地 面積の8割(農林業センサス令和2年:耕地面積 169,000ha、うち田 150,100ha)以上が水田です。 稲を栽培することで、毎年稲わらが発生し、そ の9割以上が水田にすき込まれて土づくりに 活用されています。高品質・良食味の新潟米の 安定生産には、稲わらのすき込みによる継続的 な土づくりが欠かせない取組となっています。

近年、県内において稲わらの焼却はほとんど 見られなくなりましたが、残念ながらごく一部 で稲わらが焼却され、苦情が寄せられることも あります。このため、市町村や関係機関と協力 して、ラジオやチラシによる焼却防止の呼びか けを毎年行っています。

また、稲わらや籾殻などを活用した堆肥の施 用による土づくりも進めています。堆肥の利用 促進に向け、稲作農家等が利用しやすいように、 堆肥の種類や供給体制の有無等を HP で情報発 信し、堆肥を利用したい農業者と堆肥センター との結びつきを進めています。



稲わら等の焼却の防止を呼びかけるチラシ

年度	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	過去 10 年平均
すき込み率	93.9	93.9	94.0	94.4	93.9

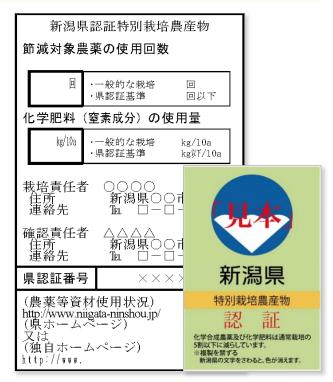
水田への稲わらのすき込み面積率の推移(%) 表1

(2) 新潟県特別栽培農産物認証制度の取組

当制度は、安全・安心な農産物に対する消費者ニーズの高まりに対応するため、本県の実情に適合した特別栽培農産物の基準を定め、当該基準に適合した県産農産物について県が認証するもので、平成10年から運営しています。

認証された農産物には、他の農産物と明確に 区分するため、全ての認証農産物に「表示票」 による表示を、不特定多数の消費者に販売する 場合は、表示票による表示と併せて「認証マー ク」による表示をしております。

取組面積は近年減少傾向にありますが、県の認証制度がきっかけとなり、市町村や農業協同組合毎に設定した基準に基づく様々な環境に配慮した取組が広がっています。



表示票(例)と認証マーク

年度	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
認証面積	15,617ha	11,548ha	14,915ha	10,867ha	10,034ha

表2 新潟県特別栽培農産物認証制度の取組面積の推移

(3)環境保全型農業直接支払交付金の取組

令和2年度は、県内30市町村中26市町村で 取り組まれ、取組面積は4,034haとなっていま す。

当交付金では、全国共通の取組メニューに加え、地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、特有の環境保全に効果の高い取組として「地域特認取組」メニューを追加設定することができますが、本県では生物多様性保全を目的にした、冬期間に水田に水を張る取組(冬期湛水管理)や、水稲の本田内に栽培期間中を通じて湛水することができる溝(江の設置)の取組等を設定し、生物多様性の保全に貢献しています。

また、特徴的な取組として、県の北西に位置する佐渡島(佐渡市)においては、朱鷺の餌場確保と生物多様性の米づくりを目的とした「朱鷺と暮らす郷づくり認証制度」を立ち上げ、佐

渡産コシヒカリのブランド化等に取り組んでいます。これは、化学農薬や化学肥料を削減することと合わせて、冬期湛水管理や江の設置等を行う「生きものを育む農法」に取り組み、さらに生きもの調査を実施した田んぼで生産されたお米を、市が認証する仕組みです。

(4) 有機栽培の取組

有機 JAS ほ場の取組面積は全国で 12,027ha であり、新潟県では水田を中心に 332ha で取り組まれています。(農林水産省(県別有機 JAS ほ場の面積(令和2年4月1日現在)(速報版)))

有機栽培は、環境への負荷低減に加え、健康 志向の消費者ニーズに応え得る農法でありま すが、除草や病害虫防除など栽培技術確立が十 分でないことから、一部の先進的な篤農家によ る取組にとどまっているのが現状です。

このため、本県では取組面積の拡大に向け、 平成 23 年度に「コシヒカリ BL における有機 栽培の手引き」(平成23年度新潟県農林水産業 研究成果) を、令和2年度には、「コシヒカリBL における有機 JAS 認証取得栽培のポイント」を 作成すると共に、有機農業導入研修会を開催し、 有機農業に取り組む農業者の確保・育成を進め ているところです。

課題と対応 3

化学農薬や化学肥料に頼らない栽培は、一般 的な栽培に比べて品質や収量が安定しないこ とが課題となっています。化学農薬は、農産物 を効率的・安定的に生産していく上で効果が高 く、経営的なメリットが大きいものですが、一 方で農薬を散布する農業者への健康へのリス クや、農産物に有益な虫等にも影響する可能性 があります。また、同じ化学農薬を使い続ける ことによる効果の低下(薬剤の抵抗性)が生ず る懸念もあるため、化学農薬だけに頼らない、 総合的な防除(総合的病害虫・雑草管理。以下、 IPM) が重要です。

このため、新潟県では、農業生産の安定と環 境負荷低減の両立を目指す技術的な基盤を整 えるため、水稲、大豆、いちご、なしの4品目 において IPM 実践指標を作成しております。 今後も、様々な実証試験等を積み重ねながら IPM の内容・品目を充実させ、誰もが取り組み やすい栽培技術の確立を目指します。

4 最後に

農林水産省において、食料・農林水産業の生 産力向上と持続性の両立をイノベーションで 実現するため、生産者、団体、企業等幅広い関 係者との意見交換及びパブリックコメントで の意見等を踏まえ、「みどりの食料システム戦 略 | (令和3年5月農林水産省)が策定されまし た。そこには、2050年までに目指す姿として、 「農林水産業の CO2 ゼロエミッション化」、「化 学農薬の使用量(リスク換算)を50%低減」、

「輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料 の使用量を30%低減」、「耕地面積に占める有機 農業の取組面積の割合を 25% (100 万 ha) に拡 大 | 等の目標が示されました。

今後、有機農業の拡大や化学農薬・化学肥料 の使用量の低減に向け、多くの農業者にとって 取り組みやすい栽培技術の確立とその普及を 進めるだけでなく、生物多様性に配慮した取組 や有機物の循環利用など農業の自然循環機能 の増進にも配慮しながら、「環境と調和した持 続可能な農業」に多くの農業者が取り組めるよ う、様々な取組を進めていきたいと考えていま

【参考】

以下のホームページも御参照ください。

◎新潟県HP(稲わら等の有効活用関係)

https://www.pref.niigata.lg.jp/site /chikusan/20191118taihikyoukyuu .html



◎JA越後ながおかHP(新潟県特別栽培 農産物認証制度の取組関係)

https://www.jaechigo.or.jp/contents/echigo/crop s/crops-history.htm



◎津南町HP (新潟県特別栽培農産物認証 制度の取組関係)

https://www.town.tsunan.niigata.j p/soshiki/nourin/ninteimai.html



◎佐渡市HP(環境保全型農業直接支払交付 金の取組関係)

https://www.city.sado.niigata.jp/si te/sato/1165.html



悪臭について

第2回 悪臭防止法の規制基準

公益社団法人におい・かおり環境協会

■はじめに

本セミナーでは、苦情件数が多い悪臭について、公益社団法人におい・かおり環境協会から実務を通じて得られた知見や、悪臭に関連した規制、測定方法、対策技術等について、地方公共団体の公害関連部局担当職員の方に向けて分かりやすく解説しています。

第2回目は、悪臭防止法制定の背景と経緯、苦情件数、法の概要、規制基準等について解説します。

1. 悪臭防止法制定の背景と経緯 1)

悪臭が「公害」として法律的に定義されたのは、公害対策基本法(昭和42年)においてである。典型7公害の一つとして規定されたが、法による規制が遅れたのは、主に次の理由からであった。

- (1) 大気汚染や水質汚濁などによる深刻な被害を防止するための対策に力が向けられ、ただ人に不快感を与えるだけという認識しかされていなかった悪臭については、比較的規制の緊急性が低いものとして対策が遅れたこと。
- (2) 悪臭は感覚的には容易に感知しうるものの、その強さを客観的、かつ端的に測定できるような機器が開発されず、悪臭の分析測定方法、規制基準の設定などに困難な問題が多く、人の嗅覚に頼らざるをえない面が多くあったこと。
- (3) においは、その原因となる物質の大気中の 濃度が ppb やそれ以下という低い濃度です でに人の嗅覚に感知される場合もあり、また 悪臭の原因となる物質も数十万に達し、その

発生源も多種多様にわたることから効果的 な防臭・脱臭技術の開発が遅れていたこと。

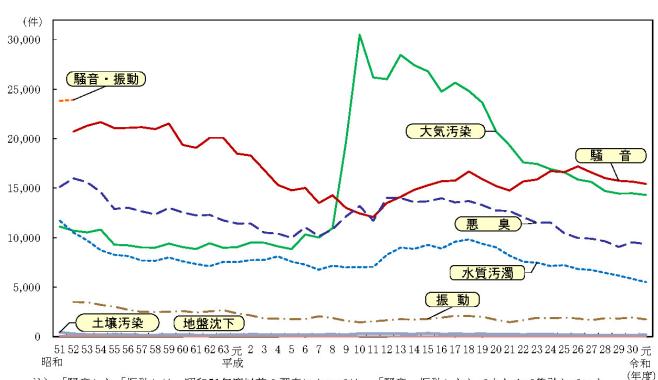
各地で化製場や石油精製、パルプ工場などの 悪臭による苦情が大きな社会問題になり、公害 対策基本法で大気汚染や水質汚濁などととも に公害の一つと規定された悪臭は、その後、国 で規制しようという動きが始まった。昭和44年 に厚生省(現:厚生労働省)で発足した悪臭対 策委員会では「悪臭」とはなにか何かについて 討議され、「大多数の人々に不快感を与えるに おい」であるとされた。大多数とは70%または 2/3 とし、臭気という言葉も検討されたが、当 時の厚生省では悪臭に限定し、常時出ている悪 臭を対象としようとした。この他に、①公害と しての悪臭にはどのようなものがあるのか、② 悪臭の測定法、試料採取方法、その分析方法は いかにすべきか、③人への影響をどのように評 価するか、その方法は、4悪臭公害防止のため の判断の尺度として環境基準に相当する基準 作成の方法などが討議の中心であった。しかし、 この研究会で方法づけや結論が出ないまま、苦

情がマスコミにさかんに取り上げられた。反公 害運動の高まりの中で、悪臭防止法(以下「法| という。) が厚生省より国会に提出され、可決、 成立し、昭和46年6月1日に公布された。法 の所管は同年7月1日に発足した環境庁(現: 環境省) に移管され、昭和47年5月30日に悪 臭防止法施行令(以下「政令」という。)などが 公布され、同年5月31日に悪臭防止法が施行 された。

2. 苦情件数の推移

総務省公害等調整委員会では毎年公害苦情 調査結果を発表している。このほかに、各省庁 や地方自治体でも悪臭苦情の集計をしている。

悪臭苦情が公害事象の総苦情件数に占める 割合は、分母となる数値が変わってもおよそ 20%前後で、ここ数年は、騒音・大気汚染に次 いで3番目の苦情の多さである(図1)。



注)「騒音」と「振動」は、昭和51年度以前の調査においては、「騒音・振動」としてまとめて集計していた。

図1 典型7公害の種類別、公害苦情受付件数の推移2)

3. 規制対象とそれ以外の苦情件数 との比較

環境省では悪臭に関する施行状況調査をま とめている。令和元年度の総苦情件数 12.020 件 のうち、法の規制対象となる規制地域内の工 場・事業場に対するものは 4,495 件(全体の 37.4%) であり、規制地域外の工場・事業場に 対する苦情が 1.608 件(同 13.4%) であった。 また、個人住宅・アパート・寮、下水・用水な ど規制対象外の発生源に対する苦情が 5.917 件

(同 49.2%) であった $^{3)}$ (表 1)。これから分か るように規制地域内での悪臭苦情が多いが、実 際に対応できる発生源については全体の 37.4%にとどまり対応に苦慮していることが伺 える。

発生源別	規制地域内	規制地域外	合計
工場・事業場	4, 495 (37. 4%)	1,608 (13.4%)	6, 103 (50. 8%)
規制対象外の発生源	4, 286 (35. 7%)	1, 631 (13. 6%)	5, 917 (49. 2%)
合計(%)	8, 781 (73. 1%)	3, 239 (26. 9%)	12, 020 (100%)

表1 規制対象とそれ以外の苦情件数 3)

4. 悪臭防止法の概要

法は、敷地境界線における規制基準などを定めているが、大気汚染防止法や水質汚濁防止法などとは異なり、規制基準の不適合と住民からの苦情があってはじめて規制が適用されるのが大きな特徴である。

工場や事業場から発生する悪臭は、「悪臭防 止法」により規制されている。都道府県知事(市 の区域内の地域については、市長)が規制対象 となる地域を指定するとともに「特定悪臭物質 濃度」又は「臭気指数」の規制基準を設定する。 規制地域内では全ての工場や事業場が規制の 対象となる。

臭気指数には、敷地境界線上の基準(1号基準)、気体排出口の規制基準(2号基準)、排出水の規制基準(3号基準)の3種類の規制基準があり、規制地域内の工場や事業場はこれら全ての基準を満たさなければならない。

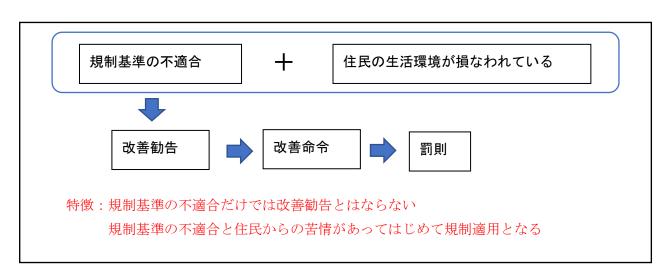


図2 行政措置の流れ

5. 悪臭防止法の目的

法は、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行っている。法の目的は、生活環境の保全であり、国民の健康の保護は直接の目的ではない。規制の対象としては以下のとおりである。

規制対象	法では固定発生源を対象としており、規制地域内に設置されている
	全ての工場・事業場が対象。規模・内容に関係なし。
	例:物の製造又は加工場、ホテル、病院、学校、レストラン、下水
	道終末処理場
担告基金为	移動発生源(自動車、飛行機、船舶など)や一時的な作業現場等(建
規制対象外	設工事、しゅんせつ、埋め立て)など。

表 2 規制対象と対象外 4)

6. 悪臭防止法の定義

法で排出規制の対象とする特定悪臭物質及 び臭気指数の定義は以下のとおりである。

1)特定悪臭物質

特定悪臭物質とは、不快なにおいの原因とな り、生活環境を損なうおそれのある物質であっ て政令で指定するもの。(現在22物質が指定さ れている、参考資料1)

2) 臭気指数

臭気指数とは、人間の嗅覚によってにおいの 程度を数値化したもの。気体又は水にかかる悪 臭の程度に関する値であって、人間の嗅覚でそ

の臭気を感知することができなくなるまで無 臭の気体又は水の希釈をした場合における希 釈倍数を基礎として算定されるもの。

7. 規制地域

都道府県知事(市の区域内の地域については、 市長)は、住民の生活環境を保全するため、悪 臭を防止する必要があると認める住居が集合 している地域その他の地域を、工場その他の事 業場における事業活動に伴って発生する悪臭 を規制するために、規制する地域を指定するこ とができる。法における住民等の解釈は以下の とおりである。

	住民とは市町村の区域内に生活の拠点を置いているものが住民
住民	であるが、法ではより広い概念としてその区域内の学校や事業場
	に通学や通勤、又は病院に入院している人なども含まれる。
	住居が集合している地域とは、住民の生活環境を保全する必要が
	ある地域として、本法では取り扱われ、住民の居住が永続的だけ
住居が集合し	でなく、一時的でもよい。
ている地域	工業専用地域で住民が存在しない場合でも周辺の住居が集合し
	ている地域の住民の生活環境が損なわれると認めるときには、工
	業専用地域にも規制をかけることができる。
その他の地域	学校、保育所、病院、図書館、老人ホームなどの存在する地域な
ての他の地域	どが対象

表 3 悪臭防止法における住民等について 5)

8. 規制基準

規制基準は、排出形態別により次のように定められている(図3)。また、排出基準については表4のとおりである。



1 号基準	2 号基準	3 号基準
敷地境界線の規制基準	気体排出口の規制基準	排出水の規制基準
事業場の境界線における基準	煙突などからの悪臭の着地点で の値が、1 号基準の値と同等に	事業場からの排出水から発生す る悪臭の値が、1 号基準の値と
	なるための気体排出口での基準	同等になるための排出水の基準

図3 規制基準の種類 6)

	特定悪臭物質	臭気指数
	機器分析法	嗅覚測定法
1 号基準	臭気強度 2.5~3.5 に対応する物質	臭気強度 2.5~3.5 に対応する臭気
(敷地境界)	の濃度	指数(10~21)
(気体)	物質数:22	
2 号基準	大気拡散式で算出した特定悪臭物	排出口の実高さ
(排出口)	質の排出量	15m以上:臭気排出強度
(気体)	物質数:13	15m 未満:臭気指数
3 号基準	1号基準を基礎に排出水量別に定め	1号基準を基礎に算出する排出水中
(排出水)	た値から算出	の臭気指数(26~37)
(水)	物質数:4	

表 4 規制基準の内容

規制基準導入の特徴

規制地域は、一つの地域に特定悪臭物質による規制か、臭気指数による規制のどちらかの基準しか設けることができない。ただし、同じ市

内でも、指定地域を区分けして、特定悪臭物質 規制と、臭気指数による規制を導入することは 可能である。

9. 特定悪臭物質の規制基準

1) 敷地境界線における規制基準(第1号規制 基準)

規制基準の範囲は住民の大多数が悪臭によ る不快感を持つことがないような濃度の範囲 (臭気強度 2.5~3.5)として定められる。なお、 工場・事業場の敷地境界線から 10m 以内の距離 で地上2m以内の高さで試料を採取する。

2)排出口における規制基準(第2号規制基準)

規制基準は排出される特定悪臭物質の流量 で定められる。気体排出口の高さ(有効煙突高 さ)が5m以上の場合、流量の基準値〔m³N/ h〕は、0.108×(有効煙突高さ)²×(第1号基 準値)で算出される。なお、流量の算出は、(特 定悪臭物質の濃度)×(乾き排出ガス量)で表さ れる。ここで、有効煙突高さ(He)とは、排出 口の実高さ(H₀)に排出ガス流速や排出ガス温 度を用いて算出される排出ガス予想到達高さ をいう。

なお、5 m未満の場合は、特定悪臭物質に よる影響が多くの場合に当該事業場の敷地境 界線の内部において最大となることから事業 場敷地境界線における規制基準によって十分 に対処し得るものと認められるので、この方 法を適用しないこととされている。

また、規制基準は13物質に適用されている。 メチルメルカプタン等の9物質については、大 気中の拡散の過程において生じる化学変化に ついての知見が不足していること、測定法上問 題があること等により2号規制基準は定められ ていない。

3) 排出水の規制基準 (第3号規制基準)

工場・事業場から排出される水の敷地境界線 付近の排出口で規制される特定悪臭物質は、硫 黄系の 4 物質のみである。これは排水口近傍の 大気の拡散については拡散理論式等の適用可 能性等について十分な知見が得られないこと などから、特定悪臭物質の水中濃度と大気中濃 度の関係を表す理論式の設定は困難であると 判断されたためである。表5で示した係数に第 1 号規制基準値をかけたものが排出水の規制基 準値である。(法規制対象特定悪臭物質につい ては、表6を参照)

物質名	排出水の量〔m³/s〕					
物具石	0.001以下	0.001~0.1	0.1以上			
メチルメルカプタン	16	3. 4	0.71			
硫化水素	5. 6	1. 2	0. 26			
硫化メチル	32	6. 9	1.4			
二硫化メチル	63	14	2. 9			

表 5 特定悪臭物質の第 3 号規制の係数

	物質名		強度に対応 分規制基準(規制基準項目		頁目	におい
		2. 5	3	3. 5	1号	2 号	3 号	
1	アンモニア	1	2	5	\circ	\circ		し尿のようなにおい
2	メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01	\circ		0	腐った玉ねぎのようなにおい
3	硫化水素	0.02	0.06	0.2	\circ	0	0	腐った卵のようなにおい
4	硫化メチル	0. 01	0.05	0.2	0		0	腐ったキャベツのようなにお い
5	二硫化メチル	0.009	0.03	0.1	0		0	腐ったキャベツのようなにお い
6	トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07	0	0		腐った魚のようなにおい
7	アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5	0			刺激的な青ぐさいにおい
8	プロピオンアルデヒド	0. 05	0.1	0.5	0	0		刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
9	ノルマルブチルアルデ	0.009	0.03	0.08	0	0		刺激的な甘酸っぱい焦げたに
	ヒド	0.000	0.00	0.00				おい
10	イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2	0	0		刺激的な甘酸っぱい焦げたに
								おい
11	ノルマルバレルアルデ ヒド	0.009	0.02	0.05	0	0		むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
12	イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	0.01	0	0		むせるような甘酸っぱい焦げ たにおい
13	イソブタノール	0.9	4	20	0	0		刺激的な発酵したにおい
14	酢酸エチル	3	7	20	0	0		刺激的なシンナーのようなに おい
15	メチルイソブチルケトン	1	3	6	0	0		刺激的なシンナーのようなにおい
16	トルエン	10	30	60	0	0		ガソリンのようなにおい
17	スチレン	0. 4	0.8	2	0			都市ガスのようなにおい
18	キシレン	1	2	5	0	0		ガソリンのようなにおい
19	プロピオン酸	0. 03	0.07	0. 2	0	_		刺激的な酸っぱいにおい
20	ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006	0			汗くさいにおい
21	ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004	0			むれた靴下のようなにおい
22	イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01	0			むれた靴下のようなにおい

表 6 法規制対象特定悪臭物質一覧 7)

10. 臭気指数の規制基準

1) 敷地境界線における規制基準(第1号規制 基準)

規制基準値の範囲は住民の大多数が悪臭に よる不快感を持つことがないような濃度の節 囲(臭気強度 2.5~3.5)として、臭気指数で 10~ 21の範囲で定められる。測定は、工場・事業場 の敷地境界から 10m 以内の距離で地上 2m 以 内の高さで試料採取する。臭気指数とは「10× log (臭気濃度) | で表される尺度である。臭気 濃度とは、臭気を無臭の清浄な空気で希釈して ちょうどにおわなくなったときの希釈倍数を いう。 臭気濃度 100 とは臭気を 100 倍に希釈し たときに臭気を感じなくなるというにおいで ある。臭気指数でいうと臭気指数20となる。

2)排出口における規制基準(第2号規制基準)

煙突などの気体排出口から排出された臭気 を含むガスは、徐々に拡散・希釈し、やがて地 表面に着地する。2号基準とは、この臭気が敷 地境界外の着地地点において1号基準以下にな るために、排出口において満たさなければなら ない臭気の排出基準を定めたものである。

気体排出口の高さが 15m 以上の場合は、臭気 排出強度 (OER) [m³_N/min] = (臭気濃度) × (乾き排出ガス量) で規制し、気体排出口の高 さが 15m 未満の場合は、臭気指数で規制され る。

排出口の高さが 15m で 2 号基準の算出方法 を分けている理由としては、排出口の高さが 15m 未満の場合には、小規模な施設については 流量の測定が実際上困難であることから、排出 口口径で排出ガス風量を推定し、臭気指数によ る規制になっている。

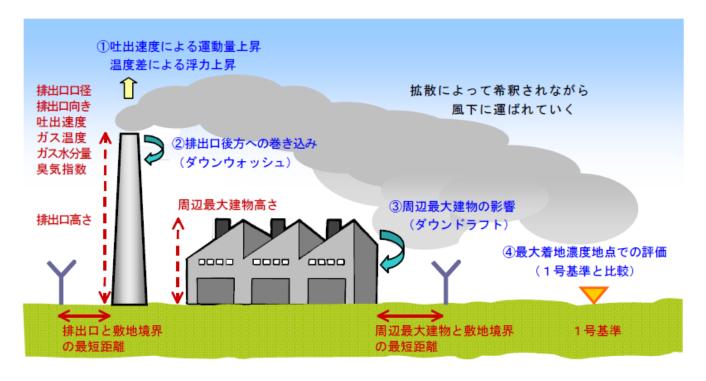


図 4 臭気指数規制 2 号基準の基本的な考え方 6)

3) 排出水の規制基準(第3号規制基準)

臭気指数の第3号規制基準は、排出水が拡散 している水面からの高さ 1.5m地点における大 気中の臭気指数が第1号基準値と等しくなるよ う算定されている。第3号基準の算出について は次式で求める。

 $I_{W} = L + 16$

この式で Iw は排出水の臭気指数であり、L は 臭気指数の第1号規制基準値として定められた 値である。したがって、規制基準の範囲は臭気 指数 26~37 となる。

排出水に係る規制基準値は、特定悪臭物質の場合と同様に、事業場等から敷地境界の外に排出される全ての水に適用される。この場合、1つの事業場の2つ以上の排出口から排出されていれば、その各々に規制基準が適用されることになる。また、採取場所については、水質汚濁防止法における考え方と同一とし、公共用水域との接点及びそれに準じた地点である。

用語の解説

1 化製場(かせいじょう): 獣畜の肉、皮、臓器等を原料として、皮革、油脂、にかわ、肥料、飼料 その他の物を製造するために設けられた施設で、化製場として都道府県知事の許可を受けたものと 規定されている。また魚介類、鳥類を原料とするもの、これらの原料の貯蔵施設、加工施設も化製 場に準ずるものとして規定されている。

出典:公益社団法人におい・かおり環境協会「においの用語と解説」

参考文献

- 1) 石黒辰吉: 臭気の測定と対策技術、PP19-20
- 2) 令和元年度公害苦情調查結果報告書
- 3) 令和元年度悪臭防止法等施行状況調査の結果について
- 4)公益社団法人におい・かおり環境協会:ハンドブック悪臭防止法、六訂版、P23
- 5)公益社団法人におい・かおり環境協会:ハンドブック悪臭防止法、六訂版、PP41-43
- 6) よくわかる臭気指数規制2号基準パンフレット
- 7) 石黒辰吉: 臭気の測定と対策技術、P35

■次回予定

次回の誌上セミナー「悪臭について」(第3回)では、悪臭防止法における臭気の測定方法についての解説を予定しています。引き続き御活用ください。

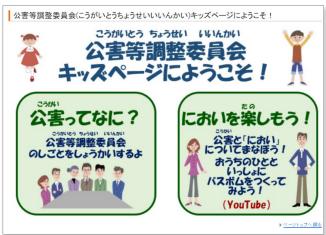
公調委からのお知らせ

令和3年度こども霞が関見学デー

公調委オンラインイベント「においを楽しもう!」

公害等調整委員会事務局

公害等調整委員会では、8月18日(水)から、 「こども霞が関見学デー」のオンラインイベントと して、「においを楽しもう!」を実施します。



https://www.soumu.go.jp/kouchoi/kids. (8月18日(水)~31日(火)開設) html



本イベントでは、公調委ホームページ内に特設ペ ージ「公害等調整委員会キッズページ」を開設して、 公害や公調委・地方自治体における公害紛争処理に ついて、おもに小学生に向けて動画でわかりやすく 御紹介します。

公害とは?

自動車の走る騒音などにより眠れなくなることや、 工場などからのけむりで息苦しく感じることなどにより、



みなさんの生活や健康に ひがいがおよぶことを「公害」といいます。

また、動画では、公益社団法人におい・かおり環 境協会の御協力で、におい博士による「におい」の おはなしと、御家庭にある重曹やクエン酸等を使っ た入浴剤 (バスボム) の作り方も紹介します。





今回はオンラインイベント(動画配信)となりま すので、普段は霞が関には来ることができないお子 様でも、お気軽に御参加できます。

参加費は無料。事前登録なしで、8月18日(水) ~8月31日(火)までの間、いつでも動画を見る ことができます。

夏休みの思い出に、お子様と一緒に御覧ください。

こども霞が関見学デーとは

「こども霞が関見学デー」は、霞が関に所在す る各府省庁等が連携し、所管の業務説明や関連業 務の展示等を行うことにより、夏休み期間中に子 供たちに広く社会を知ってもらうこと、政府の施 策に対する理解を深めてもらうこと、活動参加を 通じて親子の触れ合いを深めてもらうことを目 的とした取組です。今年は、オンラインを中心に 8月18日(水)、19日(木)に実施します。

民事訴訟手続と裁定手続の違い

~裁定手続の利用を検討している法曹関係者の方へ~

公害等調整委員会事務局審査官

美紗子 髙田

1 公害等調整委員会の裁定手続とは

裁定手続とは、総務省の外局である公害等調 整委員会(以下「公調委」と略記します。)が、 公害紛争処理法(以下「法」と略記します。)に 基づき、公害に係る被害についての民事紛争に、 法的判断を示す手続です。裁定には、①責任裁 定と②原因裁定の2種類があります。

①責任裁定とは、公害に係る被害について、 損害賠償に関する紛争が発生した場合に、損害 賠償責任の有無及び賠償すべき損害額に関し、 法律判断を行うことによってその解決を図る 手続です。

②原因裁定とは、公害に係る被害について、 損害賠償に関する紛争その他の民事上の紛争 が発生した場合に、加害行為と被害との間の因 果関係の存否に関し、法律判断を行うことによ ってその解決を図る手続です。

原因裁定は、申請人が公調委に直接申請する 場合の他、受訴裁判所からの嘱託によって行わ れるものもあります(法 42 条の 32、原因裁定 嘱託制度)。1

本稿は、公調委の裁定手続の利用を検討して いる法曹関係者の方や、被申請人として手続に 関与することとなった依頼者から相談を受け た法曹関係者の方に向けて、民事訴訟との主な 違いをご紹介するものです。

2 民事訴訟手続と比較した裁定手続の特長 ~どんな事件が裁定手続に適しているか~

こんな事件が裁定手続の利用に適している といえます。

- ☑裁判所において適切な専門家を探すのに 時間がかかることが想定される事件
- ✓当事者がその費用で詳細な調査をするこ とが困難な事件
- ☑因果関係について一定の主張はしている ものの、主張している因果経過に自信のな い事件
- ☑被害の拡大防止、再発被害防止を訴えたい 事件

なぜそうなのか、民事訴訟手続と比較した裁 定手続の特長を見てみましょう。

【裁定手続の特長】

- ① 費用のかからない専門的知見・職権調査
- ② 原因裁定で「真の原因」が明らかになる こともある
- ③ 行政機関に対し、必要な措置について意 見を述べる制度が用意されている

公害紛争処理法は、環境基本法の実施法とし ての性格を有し、公害紛争について、紛争の迅 速かつ適正な解決を図ることを目的としてい ます。

¹ 責任裁定の申請は、賠償を請求する被害者側からしか申請できませんが、原因裁定は被害者側・加害 者側いずれからでも申請できます。このため、加害者側が、一定の対策を採ったにもかかわらず、いつまで も苦情が収まらない場合などに利用することも考えられます。

このため、民事訴訟手続と比較した場合、以 下のような違いがあります。

① 費用のかからない専門的知見・職権調査

民事訴訟において専門的知見が必要となっ た場合、裁判官としては、専門委員を選任する・ 調停に付して専門家の調停委員に意見を述べ てもらうなど、当事者に費用のかからない方法 をまずは検討するのが一般的だと思われます。 もっとも、珍しい専門分野の紛争の場合、専門 家がなかなか見つからないということもあり ます。

また、専門委員も調停委員も、費用をかけて 調査をした上で意見を述べることはできませ ん。このため、必要な場合は、当事者が鑑定の 申請をして費用を予納し、最終的に敗訴者が鑑 定費用を負担することになります。

これに対し、裁定手続においては、行政機関 であることを生かし、裁定委員会が必要と判断 した場合に、必要な専門委員を機動的に選任す ることができます。

また、専門委員の監修の下、複雑ではない調 査(騒音の簡易測定等)を事務局職員が担当す ることがあります。さらに、事案により、国費 により専門業者への委託調査(土壌のボーリン グ調査、水質分析、悪臭の臭気濃度測定等)を 行うこともあります。このような国費による調 査は、公害の社会性・公共性から、裁定委員会 の判断で必要に応じて行うものです。

公調委が、これまでどの事件にどの程度の費 用をかけて業者への委託調査を行ったかは、以 下のリンクの「公共調達に係る公表」において、

各年度の「物品役務等」の PDF ファイルにお いて公表されています。

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/s ubstance/news/provide/main.html

また、このような調査を行う前提として、裁 定委員会及び事務局職員には、専門委員の補助 を受けて、事件に関連する事業所等への立入り 検査の権限が認められています(法42条の16、 42条の18)。

このように、当事者としては、費用がかかる ことなく、調査を経て、専門的知見を得ること ができる場合があるというのが裁定手続の最 大のメリットです。²

ただし、業者に調査を委託する場合、仕様書 確定や入札など、調達のための手続に一定の時 間を要すること、このため現場の状況が変化す る事案であっても、直ちに業者に委託して調査 を行うことが難しい場合があることにはご留 意ください。

なお、公調委の専門委員は、民事訴訟の専門 委員とは異なります。民事訴訟の鑑定人・専門 委員と公調委の専門委員との違いについては、 以下の表のとおりです。

	鑑定人 (民事訴訟)	専門委員 (民事訴訟)	専門委員 (公調委)
役割	鑑定事項 判断	専門的知見 補充	総合 アドバイザー
職権	×	0	0
証拠能力	0	×	0
費用	訴訟費用	国費	国費
候補選定	事件毎	名簿	事件毎
意見聴取	○ (事実上)	○ (法律上)	○ (事実上)

² ただし、裁定手続は、申請さえすれば自動的に進むのではなく、当事者としては、自らに有利な判断を引 き出すため、必要な主張立証を主体的に行うことが必要になります。裁定委員会は、当事者の主張立証も踏 まえ、事案の解明のために必要であると判断した場合に、職権による調査を行うものですので、その点はご 留意ください。

② 原因裁定で「真の原因」が明らかになること もある

原因裁定は、公害紛争においては因果関係の 判断が困難であって時間を要することから、 「因果関係の存否に関する争い」に限定して集 中的効率的な審理を行う制度であり、以下のよ うな特長があります。

- ① やむを得ない場合には相手方の特定を 留保して裁定申請することが認められる 場合がある。
- ② 裁定委員会が被害の原因を明らかにす るために特に必要があると認めた場合、 「原因裁定の申請をした者が裁定を求め た事項以外の事項」についても裁定をす ることができる。

民事訴訟では、被告を特定せずに訴えを提起 することはできません。また A が原因者でない 場合には、予備的にBを被告とするということ (主観的予備的併合) も、予備的被告である B の地位が不安定になるためできないとされて います。

これに対し、原因裁定手続においては、公害 の発生源の特定自体が困難な場合もあるため、 やむをえない場合に相手方の特定を留保した ままで原因裁定の申請をすることが認められ ています(法42条の28)。3

次に、民事訴訟においては、弁論主義の観点 から当事者の主張しない事実は判決の基礎に ならないとされていますし、鑑定人は予め作成 された鑑定事項について答えるのが責務です ので、仮に真の原因が他にある可能性があると 考えても、それを積極的に明らかにすることは 難しい場合があると思われます。

これに対し、原因裁定手続においては、被害 の原因を明らかにするために「特に必要がある 場合」、当事者が申立てない事項や真の原因に ついて判断をすることができます。関連し、真 の原因者が被申請人以外であることが判明し た場合、その第三者を申立て又は職権により手 続に参加させることもできます(法 42 条の 30)。

このように加害者の特定や因果経過の特定

また、責任裁定においてなされる職権による原因裁定(中間裁定)においては、申請人が主張しない因果 関係は判断することができない(法 42 条の 29 第 2 項による 42 条の 30 の適用除外)のと同様、「裁判所か らの原因裁定嘱託に基づく原因裁定」の場合、当事者が申立てない真の原因について、裁定することについ ては、消極的になるものと考えられます。

³ ただし、少なくともある範囲内の者との間に紛争が生じていると認められる段階に達していることは必要 であり、「○○地域に立地する工場のどれか」といった漠然とした記載は不適切で、「A、B 又は C」といっ た程度の特定は必要です。また、裁定委員会は、事実の調査を行うなどの協力はしますが、申請人は申請後 できる限り速やかに相手方を特定する努力をしなければならないこと、裁定委員会が相手方を特定させるこ とが相当と認め、相手方を特定する命令をしたにもかかわらず、相手方を特定しない場合には、原因裁定の 申請を取下げたものとみなされることにはご注意ください(法 42 条の 28)。

⁴ これは、職権による事実の調査等によって得られた資料を活用し、被害の原因を迅速に明らかにすること が、当該紛争の解決だけでなく、公害防止対策を通じて一般公益に大きく寄与すること(積極的理由)、原 因裁定は当事者の法律上の権利義務を直ちに確定するものでないこと(消極的理由)から、通常の民事訴訟 とは異なる制度が認められているものです。なお、実務的には、専門委員の意見書により当事者の主張しな い因果経過を判断する必要が生じた場合、当事者に主張立証の機会を与えてから判断することになりますの で、申請人が原因裁定の「裁定を求める事項」を追加・変更することが想定されます。このため、当事者の 主張しない因果関係を判断することはあまりないと考えられます。

が困難な事件においては、原因裁定手続を利用 していただくことが考えられます。

③ 行政機関に対し、必要な措置について意見 を述べる制度が用意されている

民事訴訟において、被告が民間企業である場 合などに、その監督官庁に対して何らかの勧告 を行うことはないと考えられます。

これに対し、公調委では、原因裁定があった 場合、「関係行政機関の長」5や「関係地方公共 団体の長」6に通知することになっています。ま た、これらの機関に対し、公害の拡大の防止等 に資するため、必要な措置についての意見を述 べることができます(法42条の31)。

このような通知・意見の申し出は、司法機関 ではない、行政機関である公調委だからこそ可 能な役割であるといえるでしょう。

- 3 民事訴訟と異なる裁定手続の注意点 ~裁定の利用に当たり、注意すべき点は何か~
- 大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振 動・地盤沈下・悪臭による被害である必要が ある
- ② 既判力・執行力はない
- ③ 損害賠償以外の『差止め』などを求めたい 場合には責任裁定はできない
- ④ 責任裁定には時効の完成猶予の効力があ るが、原因裁定にはない
- ① 大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振 動・地盤沈下・悪臭による被害である必要が あります。

環境基本法2条3項で定義される「公害」に 該当することが必要です。すなわち、人の活動 によって生じる相当範囲にわたる大気汚染・水 質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・地盤沈下・悪 臭(この7つを「典型7公害」といいます。)に よる被害である必要があります。このため、典 型7公害でない、たとえば「光害」については、 公調委の手続を利用することはできません。

「相当範囲にわたる」という要件に関し、一 般にイメージされる「公害」とは異なり、公調 委では、近隣店舗の室外機からの騒音や飲食店 からの悪臭など、身近な生活環境に係る被害の 事件を扱っています。現在係属している事件は、 以下のリンクを参照してください。

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/ activity/main.html



② 民事訴訟と異なり、既判力・執行力はあり ません。

民事訴訟の判決には、既判力・執行力があり、 同一の紛争の蒸し返しを遮断し、判決に従わな い相手に対して、強制執行をすることができま

これに対し、責任裁定には、裁定書の正本が 当事者に送達された日から 30 日以内に裁定の 対象となった損害賠償に関する訴えの提起が なかったときは、その損害賠償に関し、当事者 間に当該責任裁定と「同一の内容の合意が成立 したものとみなされる」という効力(合意擬制 効、法 42 条の 20) がありますが、既判力・執 行力はありません。

もっとも、責任裁定を経た訴えの取り下げは、

⁵ ここでいう「関係行政機関の長」は、環境省や、原因者とされた事業・被害を受けた産業の監督官庁等が 想定されます。

⁶ ここでいう「関係地方公共団体の長」は、加害行為地、被害発生地を管轄する都道府県や市区町村などが 想定されます。

被告の同意を得なければ、その効力を生じない (法 42 条の 20 第 3 項)、責任裁定申請が認容 又は一部認容となった場合、裁判所が当該責任 裁定に係る保全命令をするときは、担保を立て させないものとされている (法 42 条の 22) と いった効果はあり、責任裁定の認容裁定を経て いることは、民事裁判・民事保全の手続において一定の効果を及ぼします。

原因裁定については、裁判における特段の効力はありませんが、裁判において、裁定書や裁定手続における証拠調べの結果及び職権による証拠を利用することができるので、当事者の負担は大幅に軽減されるといえます。

③ 損害賠償以外の『差止め』などを求める責任裁定はできません。

民事訴訟においては、損害賠償に限らず、防 除施設の設置・操業停止等の差止めに関する訴 えを提起することができます。

これに対し、原因裁定については、損害賠償に関する紛争のみならず、差止めに関する紛争がある場合にも、その紛争に関連する加害行為と被害の因果関係の判断について申請することができますが、責任裁定については、損害賠償に関する紛争のみが判断の対象となります。

④ 責任裁定には時効の完成猶予の効力がありますが、原因裁定にはありません。

消滅時効の完成を防ぐことが必要な場合は、 他の手段を取る必要があります。

4 民事訴訟手続との手続的な共通点・相違点 ~民事訴訟と手続はどう違うのか?~

(1) 共通点

基本的に民事訴訟と類似の過程を踏んで、手続が進行します。申請書の形式要件 ⁷を審理し、要件を満たした場合には、被申請人に対して申請書を送達し、当事者の対立構造が生じます。⁸

争点整理を経て、公開の期日において、当事者が主張した主張書面を陳述し、裁定委員会が証拠を取り調べることで、裁定判断の資料となります。また、審問終結時までの資料をもって判断するのも、民事訴訟において口頭弁論終結時を基準時として判断するのと同じです。

民事訴訟で和解が成立することがあるのと 同様、裁定手続でも、職権により調停に付した 上で、調停が成立することがあります。

(2) 主要な相違点

- ① 期日の指定は、ある程度審理が進んでからのことが多い。
- ② 自白の制度はない。
- ③ 職権による証拠が裁定判断の資料となる。
- ④ 申請の取下げに相手方の同意は不要である。
- ⑤ 裁定の言渡しはない。
- ① 期日の指定は、ある程度審理が進んでから のことが多いです。

民事訴訟においては、第1回口頭弁論期日は、 原則として訴訟提起から30日以内に指定され

⁷公害に該当するか、加害行為地、被害発生地、裁定を求める事項やその理由の記載があるか等です。

⁸ ただし、同一の紛争を繰り返し申請した場合、民事訴訟のような既判力による遮断を理由として却下にはなりませんが、裁量不受理(42条の12第2項、42条の27第2項)の制度により受理しないことになります。



民事訴訟手続と裁定手続の審理モデルの比較

ます。これに対し、公調委では、申請後30日以 内に第1回審問期日を指定するという決まりは ありません。公調委は東京にしか所在しないた め、当事者の出頭の負担を考慮し、事案に応じ て、必要な求釈明を行い、事務局による争点整 理のための進行協議を web 会議や電話会議の 方式で行うなどして審理を進めます。

審理が進み、審理を終結する際には審問期日 を指定することになりますが、東京への距離や 事案の社会性・効率性等を考慮して、当事者の 出頭の負担が少ない地域の会議室等を使用し て現地期日を行うこともあります。このため、 地方の方にとっても、出頭の負担は相当程度緩 和されています。

② 自白の制度はありません。

民事訴訟においては、当事者間に争いのない

事実はそのまま判決の基礎とするという弁論 主義の観点から、自白の制度があり、不出頭の 当事者は自己に不利な事実を争わないとみな されること(擬制自白)により、被告が欠席の 場合、原告の主張の通り事実を認めて判決がさ れることがあります。これに対し、公害紛争処 理手続では、公害の社会性・公共性から、自白 の制度がなく、被申請人が審問期日を欠席して も擬制自白はありません。

もっとも、被申請人は申請を放っておいてよ いということではありません。被申請人から応 答がない場合は、申立人の主張に対して、被申 請人の言い分がないものとして、申請人から提 出された証拠を取り調べ、事実の調査や職権証 拠調べをした証拠(職号証)に基づいて審理を 進め、裁定をすることになります。裁定書や、 裁定手続において作成された職権による証拠

(職号証)は、申請人が後の民事訴訟において 利用することができることになります。

このため、民事訴訟のように欠席したからといって直ちに申請人の申請内容を認める裁定がされるわけではありませんが、裁定申請を放っておいて被申請人にとって有利な事態にはならないことにご留意ください。9

③ 職権による証拠(職号証)が裁定判断の 資料となることがあります。

民事訴訟においては、判決の判断の資料となる訴訟資料の収集・提出は当事者の責任であるという当事者主義の観点から、基本的に当事者の提出した証拠や裁判における証拠調べの結果を判断の基礎としています。裁判官が検証をし、また裁判所が官公署その他の団体に調査の嘱託をし、それを口頭弁論に顕出することで訴訟資料とする方法もありますが、仮に裁判官がそのような手続が必要だと考えた場合も、<u>当事者に申立てを促して、当事者の申立てを採用した上で行うのが通常です。</u>

裁定手続においても、裁定判断の資料の収集・提出は基本的に当事者の責任であるという前提は共通ですが、当事者が一定の主張立証をしても公害に関する専門的知見の立証が難しい場合には、当事者の申立てがなくとも、裁定委員会が事務局職員に命じて現地調査を行ったり、専門委員が意見書を作成したり、業者に調査を委託するなどして、職権による証拠(職号証)を作成することがあります。これらの職号証は、当事者の意見を聴いた上で、審問期日で取り調べ、裁定判断の基礎とされます。

④ 申請の取下げに相手方の同意は不要です。

民事訴訟においては、被告が本案について準備書面を提出するなど、訴訟に対応した後については、被告の同意を得なければ訴えの取下げの効力が生じないものとされています。これは、応訴した以上、既判力のある裁判所の判断を得たいという相手方の利益を保護するものです。

これに対し、裁定手続においては、申請人はいつでも裁定申請を取下げることができ、被申請人の同意は必要ありません。裁定には既判力がないため、このような違いがあるものと考えられます。

⑤ 判決のような裁定の言渡しはありません。

民事訴訟では判決の言渡し期日が指定されます。これに対し、裁定手続においては、判決のような言渡しはなく、裁定書は完成後に郵送されてくることになります。責任裁定について、裁定書の主文に不服のある当事者は、裁定書の正本の送達があってから30日以内に訴えを提起しないと、当事者間に当該責任裁定と同一の内容の合意が成立したものとみなされますので、注意してください。申請人が責任裁定に不服があるときは、裁定申請と同様の内容の訴えの提起をすることになり、被申請人が責任裁定に不服があるときは、債務不存在確認の訴えを提起することになると考えられます。

なお、裁判をすることができるため、責任裁定及び原因裁定について、裁定及びその手続に関してされた処分についての不服申立手続はありません(法 42条の 21、42条の 33、46条の 2)。

⁹ さらに、不法行為の違法性を判断する際の「受忍限度」の判断にあたっては、手続に誠実に応答しないことは、考慮要素の一つになり得ると考えられます。

5 まとめ

上記のとおり、裁定手続は、公害に係る紛争 について、迅速かつ適正な解決を図るという法 の目的(1条)に照らし、民事訴訟における当 事者主義を一部修正し、職権による証拠を収集 することがあるという違いや、公調委が行政機 関であることや東京にしか所在しないことによ る手続的な違いはありますが、民事訴訟と類似 する面の多い手続であることが、ご理解いただ けたと思います。

もっとも、上記で論じた点の他にも細かな違 いはありますので、事件係属後に疑問が生じた 場合は、担当者までお問い合わせください。

(参考文献)

- 公害等調整委員会事務局「解説公害紛争処理法」(ぎょうせい、平成14年)
- 河村浩・公害環境紛争処理の理論と実務1から5 (判例タイムズ 1238 号 93 頁、1239 号 84 頁、1240号52頁、1242号40頁、1243号23頁)
- 野中智子・「公害紛争処理制度の活用について~総務省公害等調整委員会の委員として~」自 由と正義 2019年3月号53頁
- 過去の公害等調整委員会の裁定例 https://www.soumu.go.jp/kouchoi/activity/syuuketsukougai.html



ネットワーク

最前線紹介

市民に寄り添った 苦情対応について

宮城県石巻市生活環境部環境課

1 石巻市について

はじめに、石巻市の紹介をさせていただきま す。

石巻市は宮城県の北東部に位置し、東西約37.5km、南北約43km、面積約555kmを有しており、人口は約14万人と仙台市に続く県下2位の規模を有する都市です。

市東部は 北上山地と 牡鹿 半島の山々や丘陵 が連なり、太平洋に面してリアス式海岸が形成 され、追波 湾に注ぐ北上川と、石巻湾に注ぐ旧 北上川の流域には肥沃な穀倉地帯が形成されて います。

沿岸部では漁業のほか、牡蠣やホタテなどの養殖も盛んに行われており、特に、三陸・金華山沖は、親潮と黒潮がぶつかることにより、サバやイワシ、カツオなどの多種多様な魚種が水揚げされることから、ノルウェー沖、カナダ・ニューファンドランド島沖に並び、世界三大漁場の一つに数えられ、1年を通し新鮮な魚介類を味わうことができます。

また、山、川、海と自然豊かな環境から、5,000種を超える生物が生息しており、国の天然記念物に指定されているイヌワシ、ニホンカモシカなどの重要な種も確認されています。

観光については、令和元年は約405万人の観光客が訪れており、3年続けて参拝すれば一生お金に困らないという言い伝えのある「金華山黄金山神社」や、猫の島として近年注目されている「田代島」が人気の観光地となっています。

また、仮面ライダーやサイボーグ 009 の原作者として知られる石ノ森章太郎先生ゆかりの地であることから、平成 13 年に「石ノ森萬画館」

が建設され、作品の世界観を体感できるジオラマや、貴重な原画の展示などにより、特撮ファンや子供たちに人気の施設となっています。

このように、食に、観光にと楽しんでいただける都市になっていますので、近くにお越しの際には是非とも足を延ばしていただければと思います。



石ノ森萬画館と 中瀬 公園

2 本市における公害苦情について

本市の公害苦情処理所管課である生活環境部環境課は、課長、課長補佐に加え、公衆衛生、狂犬病予防、墓地管理などの業務を担当する環境衛生グループ4名、環境政策、環境教育、公害苦情対応を担当する環境保全グループ4名で構成されています。

毎年50件前後の苦情申し立てがあり、令和2年度については騒音20件、振動2件、悪臭16件、その他8件、合計46件の公害苦情を受け付けており、工場や事業所からの騒音や悪臭の苦情がやや目立つようになっています。

港町という特徴から、牡蠣のカラを叩く音や フォークリフトの音に対する騒音、生魚を加工 する際に発生する悪臭といった、法や条例によ り規制できないものや、発生を完全に抑えるこ とができないものも多く、周辺住民の理解を得 ながら操業を行うよう、事業者へ指導するとい った対応しか行えていない場合もあり、苦情が 再発する要因となっています。

3 苦情対応を行うにあたって

公害の発生が特に懸念される施設については、 公害防止協定を締結し、定期的に報告書の提出 を求めるなど、公害抑制に向けた監視体制の構 築と、必要に応じた指導を行っていますが、根 本的な問題解決が難しい施設もあり、長期間に 渡り苦情が寄せられる事例なども見受けられま す。

また、未曾有の災害により甚大な被害を受け た本市では、住宅の再建や工場の移転を原因と する騒音や悪臭の苦情など、被災地特有のトラ ブルも発生しており、市としても対応に苦慮す ることがあります。

こういったケースは公害苦情であると同時に 近隣トラブルとしての側面も有しているため、 申立者が特定されないように心掛けながら苦情 対応にあたっています。

近隣トラブルのようなケースも含め、市に寄 せられる苦情の中には、あくまで当事者間で解 決していただきたい案件も含まれますが、どう したらよいか困り果てた結果、市への申立てに 至ったケースもあり、市として中立的な立場で 解決に向けた対応をしております。

法や条例に基づく対応が可能な苦情に対し、 適切な指導を行うことは自治体として当然です が、明確な指導基準がない苦情案件への対応も、 とても重要であると日々感じております。

4 結びに

苦情対応も含めた日々の業務を行う中で、震 災復興期間が終了し、街並みの再建は進んだも のの、被災された方の心の傷がいまだ癒えてい ないと感じることがあります。

「話を聞いてもらえただけで気分が楽になっ た | 以前対応を行った申立者からいただいた言 葉ですが、出来ない理由を並べて対応を断るの ではなく、根本的な解決には至らないものの、 困っている気持ちに寄り添い、話を聞き、一緒 に改善策を考えるなど、きめ細かい対応を心が けた結果の言葉でした。

石巻市における全体の奉仕者として、市民に 寄り添った対応を心がけ、生活環境の向上を目 指し、環境課一同、努めてまいります。

最後に、平成23年3月11日に発生した東日 本大震災において、本市は甚大な被害を受けま したが、全国の皆様より多大なる御支援をいた だき、この10年間で復興の歩みを大きく進める ことができました。誌面をお借りし、御礼申し 上げます。



日和山 から石巻 南浜 津波復興祈念公園を望む

ネットワーク

がんばってまーす

苦情対応を通して思うこと



石川県小松市産業未来部環境推進課技術員 ^{ひがしぐち しゅん} 東 口 ・峻

小松市は石川県西南部に広がる加賀平野の中 央に位置し、西には日本海、東には霊峰・白山 を望み、豊かな自然に囲まれています。市内には 一級河川の梯川を始め、前川、八丁川、鍋 たにがね こうたにがね 谷川、郷 谷川 などの様々な支川が合流しながら 西の安宅の海に注がれています。里山の風景が 残る山間部では、苔の里や 荒俣峡、十二ヶ滝 などの美しい景勝地があります。本市の南部には 県内唯一自然状態のままで残されている木場潟 があります。木場潟から望む霊峰白山は県内随一 と言われており、木場潟を囲うように整備された 木場潟公園では、ウオーキングやランニングを行 う市民の健康増進の場として、また、水生動植物 の保護や観察などを行う環境学習の場として利 用され、老若男女問わず多くの人々に親しまれて います。近年では、東京オリンピック・パラリン ピックの競技種目であるカヌー競技の事前合宿 地としても利用されており、日本代表を始め、多 くの海外の方々も日々練習をされています。

小松市は「歌舞伎のまち」としても親しまれ、 小松市西部にあります「変をの関」は「歌舞伎 十八番の内 勧進帳」の舞台として知られております。毎年5月に開催される「日本こども歌舞 伎まつり in こまつ」では市内の子供たちが役者 となって演じております。

また、市内の神社の春季例大祭である 「おたび まつり」では江戸時代から 250 年の長きに渡って受け継がれてきた伝統芸能「曳山子供歌舞

伎」が行われており、絢爛豪華な曳山が勢揃いし、 曳山の舞台で行われる子供歌舞伎を見に多くの 人々が訪れています。



木場潟から望む霊峰白山

さて、本市の公害苦情対応は、環境推進課が対応の窓口となっており、典型7公害苦情を始め、年間約90件程度でありますが、課員一丸となり、市民の生活環境を守るため、対応に当たっています。苦情の内容としましては、建設工事から発生する騒音・振動、作業機械へ軽油を入れた際の漏油による河川への流出、食品加工工場からの悪臭、住宅付近での野焼きなどの典型7公害に関するものなどです。

また、道路沿いのごみの不法投棄や空き地の管理に関する苦情、犬の鳴き声や猫のふん尿被害などの動物に関する苦情についても対応しています。

その中でも近年、相談を受けている2事案について御紹介します。

まず、近年、特に寄せられるのが、近所トラブ ルによる苦情や相談です。具体的な例としまし て、家の隣の空き地の雑草が繁茂して虫が大量発 生して困っている、隣の敷地に生えている木から 伸びる枝が家に当たって困っているなど様々で す。相談者が原因地の所有者が分からず、市役所 へ相談に来ることもありますが、「隣の方なので、 言いづらいので市から言ってほしい | や 「名前は 明かしたくないが、困っているので注意してくれ」 などといった内容の相談も多く寄せられていま す。このような相談において、相談があった以上、 原因者に対応を促しますが、法律等で規制されて いない案件のため、原因者に対してお願い程度し かできず、なかなか解決に結びつかないこともあ ることから、市としての対応に限界を感じていま す。

このような苦情を対応していく中で、御近所と の付き合いがとても大切であると感じました。当 事者同士が話し合えば済むと思われる案件でも、 市役所が間に入ってしまったために、原因者が 「なんで市から言われなければいけないんだ。本 人が直接言ってくれればいいのに」などと文句を 言い、申立者への不満から話がこじれてしまうケ ースがあります。常日頃からコミュニケーション を取っていることで、地域のトラブルに対して当 事者同士でより良い対策を見いだすことができ、 解決につながるのではないかと思われます。

次に、野外焼却による悪臭苦情です。

こちらも年々多く寄せられており、住宅地に隣 接する畑で「草木を野焼きしていて煙が洗濯物に 付いて困っている」や、「工場から出ている煙の においが臭く、どうにかしてほしい |と様々です。 このような野外焼却に関する苦情は、延焼の恐れ の観点で消防、事件性の観点で警察、廃棄物の処 理の観点として市(産業廃棄物の場合は、県保健 所)の合同で現地へ向かい、原因者へ対応をして います。

これまでは、相談があった部署が現地に向かい、 必要であればその都度、関係部署に現地へ同行を 依頼していました。しかし、現地で判断が難しい ケースがあると、連絡する時間が遅くなり、現場 での対応に時間がかかってしまったり、市だけで 対応をしていると、「昔から燃やしていたのに、 なぜ、今になって言われないといけないのか」な どと話がこじれてしまったりと、トラブルになる ケースがありました。そこで、警察・消防などの 関係部署で話の場を設け、野外焼却への対応に ついて、意思統一を図りました。各部署へ相談が あった場合は、現場に出動する前にそれぞれに連 絡を取り、現場の条件に関係なく関係部署で対 応する結論となりました。すると、現場での他の 部署を呼ぶ判断が省略されること、様々な部署に て対応することから原因者とのトラブルも無く なりました。

今回のように様々な部署が関係し対応しなけ ればいけない案件については、事前に打合せを行 い、他の部署に相談が入っても、同じ対応ができ る体制を整えておくことで、適切な対応を行うこ とができ、迅速な解決につながるのではないかと 思いました。

最後になりますが、公害苦情は多種多様であ り、それぞれ対応が異なってきます。そういった 中でも、現地の確認を行うこと、相談者の言いた いことを詳しく聞くこと、まずはこの2点を迅速 に行う必要があると思います。また、警察や保健 所、関係部署などとも信頼関係を築くこと、様々 な知識や経験を得ることで、よりよい苦情対応を 行うことができると思います。今後も、それぞれ の案件に応じた適切な判断を行い、生活環境の 向上に努め、市民が過ごしやすいまちづくりを目 指し、頑張っていきたいと思います。

ネットワーク

がんばってまーす

人の話を聞く大切さ



観音寺市は、香川県の西端に位置し、西は瀬戸 内海の 燧灘、南は 讃岐 山脈の 雲 辺 寺山、 金見山 などを境に徳島県や愛媛県に接し、高知 県にも近く、四国のほぼ中心に位置しています。 市の中央部にはため池が多数点在する 萱豊 平野 が広がり、財田川 や 柞田川 が流れる豊かで温 暖な田園地帯となっています。

また、本市の海岸線には瀬戸内海で最大規模の海浜植物群落を有する有明浜があり、スナビキソウやハマウツボ、ウンランなど数多くの貴重な海浜植物が生息し、長距離の渡りをする蝶として知られる「アサギマダラ」の渡りの地にもなっています。

さらに、本市の沖合に位置する 伊吹 島 は、讃 岐うどんには欠かすことができない煮干しイワシ (いりこ)の生産が盛んで「いりこの島」として 有名であるなど、本市は豊かな自然環境と水産資源に恵まれたまちとなっています。

一方、本市には藩主を歓迎するために一夜にして作られたと伝えられる。銭形が絵や四国遍路の札所である雲辺寺や神恵院・観音寺、日本最古のアーチダムである豊稔池があり、毎年約140万人の観光客が訪れています。また、毎年10月になると市内各地でちょうさ祭りが開催され、110数台もの金糸銀糸刺繍が美しい絢爛豪華な「ちょうさ(太鼓台)」と呼ばれる山車が市内を練り歩き、市外から大勢の観光客が訪れる一大イベントとなっています。

最近では、標高 404 m の山頂から観音寺市内 と美しい瀬戸内海が一望できる高屋 神社本宮が 「天空の鳥居」として有名になり、全国から多く の観光客が訪れ賑わいを見せています。



アサギマダラ

さて、私が所属する生活環境課では、環境保全係3名が公害苦情対応を担当しており、公害苦情以外にも環境美化や自然環境保全、地球温暖化対策やエネルギー施策、犬・猫、墓地、貯水槽水道など幅広い業務を行っています。環境保全係に寄せられる相談は年間約170件あり、悪臭や不法投棄、空き地の不適正管理に関する相談が多くなっています。特に、悪臭はほとんど野焼きが原因となったものであり、公害苦情件数の約30%を占めています。

一方、本市は光化学オキシダントや微小粒子 状物質 (PM2.5) が県内測定局の中で高い状況に あり、常時測定を開始した平成 24 年以降、環境 基準値を上回る状況が続いています。特に、 PM2.5 は、観音寺市役所局が全国測定局の中で

年平均値が高い上位 10 局に平成 26 年度以降ラ ンクインし、30年度にはついにワースト1位と なってしまいました。本市の PM2.5 環境基準超 過日は年々減少し改善傾向にあるものの、全国に 比べて高い値である現状を踏まえて、悪臭対策と ともに大気環境の保全からも野焼きへの対応が 必要となっています。

野焼きは、①廃棄物処理法で焼却が禁止され ている家庭ごみなどの野焼き(違反事例)と、② 焼却禁止の例外として認められている野焼き(例 外事例)があります。本市の野焼き件数のうち、 約70%を占めている違反事例については、香川 県や警察と連携して違反者に対して法に基づき 適正な指導を実施していますが、例外事例に該当 する農業に伴う野焼きは、法で認められた野焼き であることから、根本的な解決に結び付かず対応 に苦慮しています。

本市は、市全域の約30%を農地が占め、特産 品である「らりるれレタス」をはじめブロッコリ ーや金時にんじんなど県内有数の生産地となっ ています。稲作も盛んであり、収穫期にあたる9 月~10 月には市内で稲わらの野焼きが行われ、 1年の中で最も野焼き苦情が多い時期となり、1 日が野焼き指導で終わってしまう日もあります。

本市では、近年、農業地域に住宅を建てる事例 が増えており、昔から灰の肥料利用や害虫駆除な どを目的に行われてきた野焼きにより、「近所で 野焼きしており煙が臭い」「洗濯物に臭いがつい て困る |といった苦情が住民から多く寄せられる ようになりました。さらに、最近では農業法人が 大規模に野焼きを行うケースもあり、例外事例で ある農業に伴う野焼きであっても生活環境に支 障を与えていると判断される事案も発生してい ます。

生活環境課では、市民から野焼きの通報があっ た場合、すぐに現地確認を行い、行為者に市に苦 情があったことを伝え、一旦消火に応じてもらう ようにお願いしています。しかし、「昔からやっ てきたことなのに、なぜダメなのか。他の人も野 焼きをしているではないか」「後から移り住んで きたのに文句を言うな |などの声が返ってくるこ とがほとんどであり、生活環境課に配属された当 初は、しどろもどろになった経験が多々ありまし た。私自身も市内でも農地が多い地域で育ったこ とから、農業に伴う野焼きは季節を感じる昔から の風景と考えていましたので、野焼き苦情がこん なにも多いことに驚きを感じたことを覚えていま

何度か指導を繰り返している中で、こちらの主 張を押し付けるのではなく、まず相手の話をしっ かり聞き、自分なりに相手の立場に立ってみるこ とが大切であることに気づきました。野焼きに関 する苦情処理対応は、どうしても行為者である農 業者に強く対応を求めてしまう側面があり、行為 者はなぜ自分だけが悪者にされてしまうのかと 怒ってしまいます。そのような状況の中、私も早 く指導を終え、その場から立ち去りたいという気 持ちが出てしまい、相手の話を十分に聞くことが できず、結局苦情が長期化し、さらに問題を複雑 化する結果となっていました。

農業者と話をすることを心がけて指導するよ うになると、野焼きする前に周辺住民に事前に周 知することや住宅に煙がいかないように風向き を考えるなど、農業者にできることが分かり、自 分なりに申立者と農業者の合意点を見いだせ、苦 情が解決でき長期化することは少なくなりまし た。

公害苦情対応は、市役所の中でも市民から直 接感謝される数少ない仕事です。公害苦情は、市 をより良くする貴重な意見であり、一時的な対応 に終わらせず、施策に反映させ、市民の安全・安 心で快適な生活環境の実現に向けて頑張ってい きたいと思います。

公調委レポート ~国と地方の連携~

『第51回公害紛争処理連絡協議会』について

開催:令和3年6月3日

公害等調整委員会では、公害紛争処理制度の円滑な運営を図るため、都道府県公害審査会会 長や審査会事務局との情報・意見交換等の場として、「公害紛争処理連絡協議会」を開催して います。

今年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、6月3日にウェブ会議により、 67人の参加を得て連絡協議会を開催しました。

連絡協議会では、まず、荒井勉 公害等調整委員会委員長からの挨拶の後、相馬清貴 公害等 調整委員会事務局長(開催当時)から公害紛争処理等の概況報告、笠井直文 神奈川県環境農政 局環境部大気水質課主査から公害紛争処理事例の紹介があり、参加者からの質疑応答が行われ ました。

今回は、連絡協議会での報告の概要をレポートします。

公害等調整委員会委員長あいさつ

公害等調整委員会委員長の荒井でございま す。

本日は、大変お忙しい中、公害紛争処理連 絡協議会に御参加いただき、誠にありがとう ございます。

本日御参加の皆様方には、日頃より、公害 紛争の迅速・適正な解決のために多大な御尽 力をいただいておりますこと、また、当委員 会の業務に御理解と御協力を頂いております ことに対しまして、この場をお借りして、改 めて御礼を申し上げます。



この連絡協議会につきましては、例年、直 接顔を合わせながら開催させていただいてお りますが、昨年度に続き、今年度も新型コロ

ナウイルス感染症の感染拡大防止の観点か ら、ウェブ会議により開催させていただきま す。昨年度は使用するツールの関係で全ての 都道府県に御参加いただけなかったため、今 年はツールを変更し、全ての都道府県に御参 加いただくことができました。

さて、今般の 新型コロナウイ ルス感染症の感 染拡大は、公害 紛争処理制度の 運用においても 様々な影響を及



ぼしているものと承知しております。例え ば、公害苦情相談においては、在宅時間が増 えたことにより、近隣住民との騒音トラブル などが増加したり、また、調停手続において は、現地調査や期日が思うように進められな いなど、皆様方におかれましても様々な御苦 労をされているとお聞きしております。

私ども公調委におきましても、当事者ヒア リングや裁定委員会などをウェブ会議や電話 会議で行うほか、期日の開催に当たってもア クリル板を設けるなど感染防止対策を十分に 講じるなど、様々な工夫を行いながら、可能 な限り手続に大きな遅れが生じないよう努め ているところです。

こうした状況において、公害紛争処理制度 を円滑に運用し、公害問題の解決に当たって いくためには、制度を担う、都道府県、市区 町村の皆様、そして私ども公調委の3者の間 で、これまで以上に情報共有を図り、機能的 に連携していくことが重要であると考えてい ます。

昨年度の係属事件につきましては、後ほど 事務局長から資料に基づき、詳しく説明をさ せていただきますが、令和2年度に公調委が 新規に受け付けた公害紛争事件は14件となっ ており、その新規事件も含めた係属事件は51 件、そのうち終結した事件は15件となってお ります。

全体の傾向としては、近隣店舗、住宅等の 室外機からの騒音など、「都市型・生活環境 型の公害紛争」が、引き続き大半を占めてお りますが、その一方で、自動車排出ガスによ って気管支ぜんそくに罹患したと主張する患 者ら約百名による大規模調停事件など、社会 性・公共性を有する事件も係属しているとこ ろです。

先ほども述べましたように、新型コロナウ イルス感染症の感染拡大防止のために、広く 外出の自粛が行われ、在宅で勤務を行う人が 増加するなど、在宅時間が増加しているわけ ですが、こうした傾向が騒音等の新たな近隣 トラブルの発生へと繋がる可能性を秘めてお り、公害紛争にどのような影響を及ぼすの か、注視されるところであります。その端的 な一例として、最近、東京都公害審査会にお いて、コロナ禍による生活形態の変化により 公園に集まる住民が増加したため、公園がう るさくなったとして、公園の近隣住民が公園

を運営する市を相手方として、騒音の低減等 を求める調停が申し立てられたケースがござ います。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴 う影響は、人々の生命や生活のみならず、経 済、社会、更には、人々の行動・意識・価値 観にまで多方面に波及していると思われます が、こうした状況の下で、私達がどうすれば 調停や裁定の質を維持しつつ、円滑に事件手 続を進め、期待された役割を果たしていける のかについて、皆様方と情報交換、意見交換 をお願いしたいと考えております。

本日のウェブ会議は、内容も絞ったものと なり誠に恐縮ですが、当委員会から公害紛争 処理の概況について御報告をさせていただく とともに、神奈川県公害審査会から御報告を いただき、皆様方との有益な情報共有と意見 交換ができればと考えております。

また、例年行われておりました外部有識者 による講演については、今年度もウェブセミ ナーを開催するほか、担当者の皆様への説明 会や意見交換会を開催することにより、情報 交換を深めてまいりたいと考えておりますの で、その際には積極的に御参加いただきたく 存じます。

最後に、本日の連絡協議会が、公害事件処 理を担当する皆様方と私ども双方にとりまし て有意義なものとなることを祈念いたしまし て、私からの御挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたしま す。

公害紛争処理等の概況報告

(相馬清貴 事務局長)

公害苦情処理の状況 I

1. 令和元年度公害苦情の概況

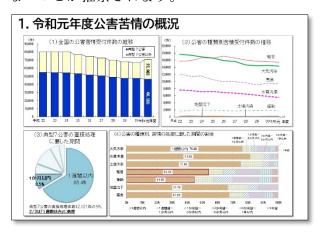
全国の公害苦情受付件数は約7万件弱とな っており、そのうち、典型7公害は約7割を 占めます。平成22年度以降の推移をみると、 全体としては減少が続いていたが、令和元年 度は典型7公害以外の増加により微増となり ました。

公害の種類別では、典型7公害の中では、 「騒音」が3割以上で最も多く、次いで、 「大気汚染」、「悪臭」の順となっており、 上位3つで全体の約8割を占めます。

また、典型7公害の直接処理に要した期間 をみると、苦情の 2/3 は 1 週間以内に、3/4 は 1か月以内に処理するなど、迅速な対応に努 めていただいているところです。

公害の種類別に苦情処理に要した期間を比 較してみると、「騒音」及び「振動」につい ては、1週間以内に直接処理した割合が他に 比べて低くなっており、処理に長期間を要す る状況が見てとれます。

全体としてが、受付件数は減少しているも のの、「騒音」「振動」については概ね横ば い又は微増となっており、これらの苦情の処 理に長期間を要することを踏まえますと、公 害苦情処理担当者の負担は必ずしも減ってい ないことが推察されます。



2. 公害紛争処理担当職員数の状況

公害苦情処理担当職 員数については、それ ほど大きくは変動して おりません。ただし、 そのほとんどが兼任で あり、各自治体におい



て限られた定員のなかで御苦労いただいてい るものと思われます。

都道府県別、人口10万人当たりの公害苦情 処理担当職員数をみると、全国平均8.7人以下 の都道府県も複数あり、大都市でその傾向が みられます。

なお、公害苦情相談を担当する職員の不足 や、ベテラン職員の退職などにより、苦情相 談における技術の伝承が難しくなってきてい ると聞いており、公調委としては、自治体同 士の連携強化や技術の横展開、更には相談担 当者の育成など様々な支援を行っていく予定 です。

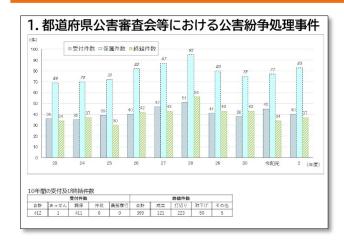


Ⅱ 公害紛争処理事件の状況

1. 都道府県公害審査会等における事件

都道府県公害審査会等における公害紛争処 理事件については、令和元年度は新規に40件 を受け付け、前年度からのものを含め83件が 係属し、37件が終結しました。

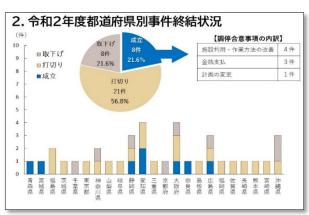
係属事件が増えており、新型コロナウイル ス感染症の感染拡大のなかで、如何に手続を 進めるかが課題となるものと思われます。



2. 都道府県別事件終結状況

令和2年度に終結した37件の内訳をみる と、成立が8件、打切りが21件、取下げが8 件であった。終結した37件を都道府県別にみ ると、愛知県、大阪府が4件で最も多く、次 いで、静岡県、広島県及び沖縄県が3件の順 でありました。

また、成立した8件の合意事項の内訳をみ ると、「施設利用・作業方法の改善」が4件 と最も多く、次いで「金銭支払」が3件とな っていました。



3. 都道府県別事件受付件数

都道府県別の受付件数を過去5年平均でみ ると 、大阪府、東京都などで多くの件数を受 け付けている一方、1件未満の都道府県が相 当数ありました。そういった県においては、 調停委員会の運営について、ノウハウの継 承、蓄積が難しい状況となっていると聞いて います。また、公害紛争の前段階である公害 苦情の件数と比較すると、東京都、愛知県で は、公害苦情受付件数に比べ、公害紛争事件

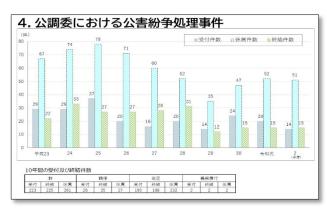
の受付件数が相対的に少なくなっています。 これについては、引き続き分析を行う必要が あると考えており、その際には御協力をお願 いいたします。



4. 公害等調整委員会における事件

公調委における公害紛争処理事件について は、令和2年度は、新規に14件を受け付け、 前年度からのものを含め 51 件が係属し、15 件 が終結しました。また、平成23年度から令和 2年度の10年間に受け付けたそのほとんどが 裁定の申請となっています。

近年は、近隣店舗の室外機からの騒音や飲 食店からの悪臭など、人口・住宅が密集して いる都市部における比較的小規模な事件が目 立つ傾向にあります。

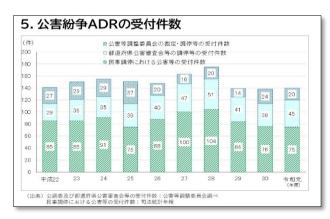


5. 公害紛争 ADR の受付件数

民事調停を含めた公害紛争 ADR 全体の受付件 数の10年間の推移をみると、都道府県公害 審査会等への申請が毎年約40件程度、公調委 への申請は約20数件程度でありますが、裁判 所での民事調停は90件程度と最も多くなって

います。

公害紛争処理の専門機関として、公調委や 都道府県公害審査会等が設けられていること を踏まえ、市区町村の公害苦情処理との連携 や制度の広報に御協力をお願いいたします。



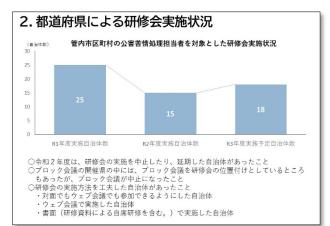
Ⅲ 公害等調整委員会の取組の状況

1. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響下における課題の取組

新型コロナウイルスの感染拡大の影響下における課題として、①公害紛争事件手続がスムーズに行うことが難しいこと、②在宅時間が増えたことにより、近隣住民との騒音トラブルなどが増加しており、公害苦情相談窓口の周知など一層の広報に努める必要があること、③公害紛争・苦情処理の担当職員を対象とした研修会の開催が困難となっており、人材育成が必要なことなどが考えられます。

2. 都道府県による研修会実施状況

都道府県による管内市区町村の公害苦情処理担当者を対象とした研修会の実施状況については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり、令和2年度は、研修会の実施を中止や延期した自治体がありました。また、研修会を実施した場合にも、対面でもウェブ会議でも参加できるようにした自治体もあれば、ウェブ会議で実施した自治体や書面で実施した自治体もありました。



3. 都道府県主催研修会への支援

公調委では、都道府県主催による研修への 支援として、アドバイザー等を講師として派 遣することにより、公害苦情担当職員に対す る技術支援を行っています。また、公害苦情 担当職員が苦情を迅速かつ適切に処理する上 で、既に解決された具体的事例を参考とする ことは極めて有用であることから、公害苦情 相談事例の処理経過、問題となった点等につ いての情報を収集、整理及び分析し、公害苦 情処理事例集として取りまとめ、内部資料と して提供することなども行っています。

講師派遣による講演は、令和2年度からウェブ会議による講演も行っており、講演内容についても相談に応じて臨機応変に対応できるので、研修会で講師派遣を検討している場合には、担当である公調委事務局総務課指導連絡係に相談していただければ幸いです。

3. 都道府県主催研修会への支援 ① 令和2年度の調節派遣の実績 ✓ 研修会にアドバイザー等を講師として派遣(参加者は7自治体で計204人) ② 情報・資料の提供等 ✓ 既に解決した公害苦情相談事例の処理経過、問題となった点等についての情報を収集、整理及び分析し、提供 ✓ 全国の公害苦情の実態を統計的に把握し、毎年度、公害苦情調査結果を公表 ③ 講師派遣による講演等の内容 ✓ アドバイザーによる講演等(ウェブ会議による講演を含む。) ・ 公害苦情の対応方法、事例を踏まえた技術的アドバイス(処理困難な事例を含む。) ・ 事例検討のコメンテーター等 ✓ 公調委職員による講演等(ウェブ会議による講演を含む。) ・ 公雷紛争処理制度、公害苦情の処理状況(統計など)の説明 ・ 公害者情調査エクセル入力システムの操作方法 等

4. ウェブセミナーの実施

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症 の感染拡大防止のため、第51回公害紛争処理 関係ブロック会議及び第 45 回公害苦情相談員 等ブロック会議の開催を中止し、新たに地方 自治体の公害紛争・苦情相談の担当者を対象 にウェブセミナーを6回実施いたしました。

ウェブセミナーは、令和元年度ブロック会 議参加者が 360 人であったことと比べると延 ベ1,133人が視聴し、複数の県から令和3年 度も実施してほしいという要望があったこと から、令和3年度は初心者向けと中級以上向 けに分けて10回実施することとしています。

4. ウェブセミナーの実施

- ①令和2年度に地方自治体の公害紛争・苦情相談の担当者を対象に -を6回実施

 - アンテー「四谷音 (N=590) 満足した割合は77.7%) アンケート回答者 (N=590) の業務に役立った割合は94.0%(R1プロック会議では
 - 質問項目なし) ✓ 複数の県から令和3年度もウェブ会議を実施してほしいという要望があったこと



②引き続き、令和3年度もウェブセミナーを初心者向けと中級以上 向けに分けて計10回実施予定

5. 公害苦情調査エクセル入力システム作成

都道府県及び市区町村の公害苦情相談窓口 において、苦情処理経過等の記録と公害苦情 調査のデータ入力を一体化し、業務の効率化 を図るため、公調委において、令和3年3月 に公害苦情調査エクセル入力システムを作成 いたしました。



6. ウェブ会議等による説明会等の実施

これまでは、公害紛争処理関係ブロック会 議で公調委から都道府県公害審査会等事務局 への事務的な連絡や意見交換も行っておりま

したが、令和2年度は中止した代わりに、新 たにウェブ会議等による説明会や意見交換会 を実施いたしました。

引き続き、令和3年度も適宜改善しながら 実施していくので、何か要望等があれば御連 絡いただければ幸いです。

6. ウェブ会議等による説明会等の実施

①都道府県への法令改正説明会

第1回:令和2年6月19日 Skype会議 第3回:令和2年8月27日 Webex会議

②押印見直しについての都道府県との意見交換会

第1回:令和2年12月23日 Skype会議 第2回:令和2年12月24日 Webex会議

③都道府県公害紛争処理マニュアル改訂等についての説明会

第1回:令和3年2月15日 Skype会議 第2回:令和3年2月15日 Webex会議

④公害苦情調査エクセル入力説明会

3日日 | 同時日 - フェルスノブロルガス 第1回: 令和3年3月10日 Skype会議 第2回: 令和3年3月11日 Webex会議 第3回: 令和3年3月12日~3月16日 インターネットブラウザによる録画配信

7. 押印等を求めている手続等の見直し

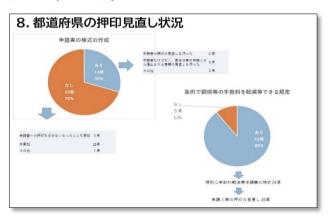
「規制改革実施計画」(令和2年7月17日 閣議決定)等において、国民や事業者等に書 面・押印・対面を求めている行政手続につい て必要な見直しを行う方針が示されたことか ら、公害紛争処理法施行令の一部を改正し、 令和3年2月15日より都道府県公害審査会等 に提出するあっせん、調停又は仲裁の申請書 (参加申立書を含む。) への押印を求めない ことといたしました。

また、公害紛争処理手続においては、押印 の場面が多数見受けられることから、規制改 革実施計画の趣旨を踏まえて、令和3年2月 に都道府県公害紛争処理マニュアルの改訂を 行い、都道府県公害審査会等における押印の 見直しの参考としていただければ幸いです。

8. 都道府県の押印見直し状況

一部の県より、公調委で各都道府県の押印 の見直し状況を把握し、その情報を共有して ほしいという依頼があったことから、令和3 年4月1日現在の都道府県の押印見直し状況 について調査を行いました。

その結果、政令改正により、申請書に押印 を求めなくなったにもかかわらず、申請書の 様式の見直しや住民への周知を行っていない 県もあったので、早急に対応を行っていただ ければ幸いです。



9. 公害紛争処理制度の周知・広報

公害でお困りの方が必要なときに必要な情 報を得られるよう、公調委としては、制度の 周知に努めています。

特に身近な公害でお困りの方への案内とし て、お住まいの市区町村の公害苦情相談窓口 への案内に努めています。

そのため、都道府県の御担当者の皆様にお かれても、管内市町村における公害相談窓口 の周知について積極的な協力をお願いいた します。

公害紛争処理事例の紹介

(笠井直文 神奈川県環境農政局環境部 大気水質課主査)

神奈川県公害審査会において、近年、調停 成立した事件の中から、神奈川県平成30年 (調)第2号事件についての事例を紹介いた します。

本事例は、申請人である住民1名は、被申 請人である砂利等生産販売会社の事業活動に より発生する粉塵や大型車両による騒音・振 動に悩まされているため、被申請人に対し、 防止措置を講じることを求めたものです。

本事例では、調停委員会で3回の調停期日 の開催等手続を進めた結果、約5か月で調停 成立になりました。

本事例を踏まえ ますと、公害調停は 当事者双方の互譲 による合意に基づ き紛争の解決を図 るものであります ので、事件解決に向



け、被申請人の理解がある場合には調停成 立に至り易いと思われます。

一方、被申請人側にそうした理解がない 場合や、自分は違法なことはしていないの だからそれ以上の対応をする必要がないと いう考えをとられる場合もあります。

最近5年間では、当県で受け付けた11事 件のうち、成立に至ったのは2件となって おり、残念に思っております。

事件の概要

1. 事件の表示 神療川県平成30年(頃)第2号事件 2. 事件名 事業活動に伴い発生する物産等及び大型車両通行に伴う騒音・振動等被害防止請求事件 平成30年3月16日 4. 申請人 5. 被申請人 産販売会社 7. 終結年月日 8.終結の区分 9.終結の概要 第177年最後は、3日の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停業を当事者双方が受済し、本作は終結した。

コロナ禍における公害紛争処理

~令和2年度公害等調整委員会「年次報告」(白書)から~

公害等調整委員会事務局

公害等調整委員会は、毎年、公害等調整委員会設置法第 17 条の規定に基づき、国会に対し所掌 事務の処理状況を報告しており、令和3年6月4日、令和2年度の報告を行いました。

年次報告では、話題性が高いテーマについて巻頭で特集をしております。今回は、令和2年に生 じた新型コロナウイルス感染症の流行を受け、コロナ禍における公害等調整委員会の取組や地方公 共団体との連携等をテーマとしましたので、御紹介します。また、年次報告の概要資料も併せて掲 載しますので、御参照ください。

※令和2年度公害等調整委員会「年次報告」(白書)の詳細については、下記URLから御覧ください。

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/nenji/R2nend_menu.html



令和2年に生じた新型コロナウイルス感染 症(以下この特集において「感染症」という。) の流行は、日本を含む世界規模に拡大し、その 感染症拡大に伴う影響は、人々の生命や生活の みならず、経済、社会、更には、人々の行動・ 意識・価値観にまで多方面に波及しました。こ うした影響は、迅速かつ適正な公害紛争処理等 を主要な任務とする公害等調整委員会(以下こ の特集において「公調委」という。)の業務にも 現れました。

公調委の手続における対応

公調委における公害紛争処理等の手続につ いて、感染症の感染状況を踏まえ、感染防止の ための対策を講じつつ、迅速かつ適正な事件処 理に努めました。

裁定手続・調停手続を進める中で証拠調べや 当事者等の尋問等を行う審問期日等が開かれ ます。審問期日等の場においては、感染防止の 対策を徹底するため、当事者に対して、出席す る人数をできる限り抑制するよう求めるとと もに、出席者に対しては、マスクの着用、会場 入口に設置したアルコール消毒液による手指 の消毒、十分な間隔を確保しての着席を求めま した。必要な場所にアクリル板等を設置し、審 問期日等の終了後には、机や椅子等について、 必要な消毒を行いました。

なお、審問期日等について、原則として、東 京に所在する公調委において行うこととして いますが、東京から離れた所に在住する当事者 の負担軽減を図るため、被害発生地等の現地で 審問期日等を開催する取組を従来から進めて きております。こうした現地期日においても、 十分な間隔の確保やアクリル板の設置等が可 能な会場を確保し上述の感染防止の対策を徹 底することにより、当事者にとっては、感染の 広がっていた東京に来ることなく、手続を進め ることができました。

また、政府の方針に沿って、委員長、委員及 び事務局職員について、厳格な出勤抑制を行い、 その上で、公調委としての意思決定等を行う委 員会議を始め、個別事件の処理方針の決定等を 行う裁定委員会・調停委員会、専門事項の調査 を行うために任命される専門委員や当事者か らのヒアリングなど、公調委における各種の会 議やヒアリングについては、特段の事情がない 限り、原則としてウェブ会議により行うことと しました。

このほか、「規制改革実施計画」(令和2年7 月17日閣議決定)等により、感染症の感染防止

やデジタルガバメントの実現の観点から、押印 の見直し等を行うことが求められたことを受 け、公調委としても、公害紛争処理等の手続に 関して、国民に押印を求めないこととするよう、 政令や公害等調整委員会規則について所要の 改正を行うとともに、法律で押印を求めていた 土地利用の調整に係る手続について所要の改 正を行うための法律案が第204回国会に提出さ れました。

公調委の手続について、必要な対策を講じつ つ、今後とも、迅速かつ適正な事件処理等に努 めてまいります。

公調委と地方公共団体の連携の ための取組

全国の地方公共団体において、公害紛争の前 段階又は初期段階としての性格を有する公害 苦情について処理を行い、また、公調委と各都 道府県に置かれている公害審査会等(以下この 特集において「審査会等」という。)が、役割分 担の下、公害紛争事件の解決に努めています(注)。 このため、公調委と地方公共団体が、公害紛争・ 公害苦情の解決について情報共有をし、相互の 連携を強化することは、公害紛争処理制度全体 の効果的な運用を図るために重要であり、継続 していく必要があります。

従来、情報共有・連携のため、毎年度、都道 府県及び市区町村の職員を対象としたブロッ ク会議等を開催していましたが、令和2年度は、 感染症の感染対策の観点から、このようなブロ ック会議等の開催が困難であったため、都道府 県の公害紛争処理担当職員及び市町村の公害 苦情処理担当職員を対象として、新たにインタ ーネット動画配信による「地方自治体職員向け ウェブセミナー」を開催しました。

今後とも、感染対策に十分な配慮をしながら、 このような情報共有・連携の取組を行ってまい ります。

注 地方公共団体の公害苦情の対応状況は、地方公 共団体が令和元年度に新規に受け付けた典型7公 害の苦情受付件数は約4万7千件(その他の公害 苦情を含めると約7万件)。平成30年度から繰り 越されたものを含めて令和元年度中に苦情処理が 完了したものは約4万2千件で、その処理までの 期間は約7割が1週間以内、約1割が1か月以内 となっており、迅速な処理が行われている。

また、公調委と審査会等の役割分担は、調停等 に関しては、公害紛争のうちのいわゆる重大事件、 広域処理事件及び県際事件については公調委、こ れ以外の公害紛争については審査会等で担当する とともに、裁定に関しては、公調委で全ての公害 紛争について担当するものとなっている。

在宅時間の増加が公害紛争に及 Ш ぼす影響

公害紛争処理制度が設けられた当初は、四大 公害に代表されるような産業型の公害紛争が 多く見られましたが、近年は、近隣店舗の室外 機からの騒音や飲食店からの悪臭など、都市部 における比較的小規模な公害紛争、すなわち、 都市型・生活環境型の公害紛争が増えてきてい ました。

令和2年度、感染症の感染状況を踏まえ、政 府は2度にわたる緊急事態宣言を発出し、国民 の協力の下、広く外出の自粛が行われることと なり、この結果、在宅にて勤務を行う人が増加 するなど、在宅時間が増加したことは疑いがな いところです。こうした流れは、働き方の変化 とともに今後も続いていくと考えられますが、 それは騒音等の新たな近隣トラブルの発生へ と繋がる可能性もあり、今後、公害紛争に対し てどのような影響を及ぼすのか、注視していく 必要があります。

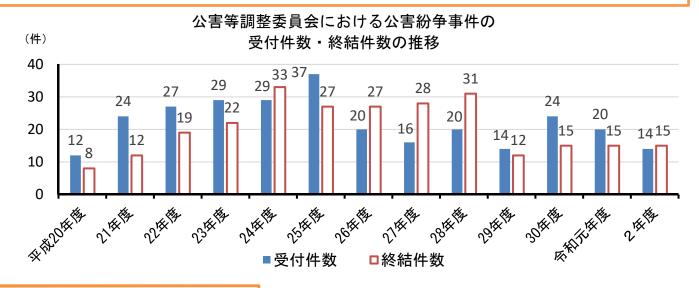
公調委としては、このような点からも、地方 公共団体との情報共有・連携を図りつつ、迅速 かつ適正な公害紛争処理等の役割を果たして まいります。

特集 コロナ禍における公害紛争処理

- 新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、感染防止のために講じた 対策
 - 審問期日等における出席人数の抑制、マスク着用、アルコール消毒、間隔確保等
 - 公調委における各種会議やヒアリングは、原則としてウェブ会議により実施
 - ・ 公害紛争処理等の手続について、国民に押印を求めないこととするよう法令を改正
- 〇 公調委と地方公共団体が役割分担をしながら、公害紛争処理や公害苦情処 理を担っているため、両者の情報共有・連携強化は重要であり、令和2年度 はインターネット動画配信によるセミナーを新たに開催
- 在宅時間の増加に起因する新たな近隣トラブルが公害紛争に及ぼす影響

公害紛争の処理状況

令和2年度 【係属】 51件 【受付】 14件 【終結】 15件 49件 【受付】 うち裁定事件 【係属】 14件 【終結】 15件



公害紛争の近年の特徴

- 都市型・生活環境型の公害紛争 (1) 近隣店舗の室外機からの騒音や飲食店からの悪臭など、比較的小規模な事件が目立つ。
- 裁定事件の割合が高い **(2**) 令和2年度に係属した事件のうち、裁定事件の占める割合は95%超
- 騒音をめぐる事件の割合が高い 令和2年度に係属した事件のうち、騒音をめぐる事件の割合が最も高く約5割

主な事件① 熊本市における農業施設からの騒音による健康被害等 責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

【申請人】 : 熊本県熊本市の住民1人

【被申請人】:農業者

【申請理由】:被申請人のビニールハウスのボイラーからの騒音により睡眠不足となり、精

神的苦痛を受けているため

【裁定を求める事項】:損害賠償金297万円の支払及び申請人に生じた睡眠不足による健康

被害と被申請人がボイラーを稼働させ騒音を発生させたこととの間

の因果関係の判断

【事件の処理経過】

○ 裁定委員会を設け、必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査等を 実施

○ 当事者間の合意による解決が相当であると判断し、職権で調停に付し、熊本県上益城 郡益城町で開催した現地期日において、裁定委員会が提示した調停案を当事者双方が受 諾し、調停が成立

主な事件② 自動車排出ガスによる大気汚染被害調停申請事件

【申請人】 : 東京都など6都府県の住民93人(以下「申請人患者ら」という。)及び 法人でない社団1団体

※ 申請後、申請人患者ら3人から申請を取り下げる旨の申出があり、その後、4 都県の住民14人から、同様の内容の調停申請があった。

【被申請人】:国(代表者環境大臣)及び自動車メーカー7社

【申請理由】:

- ① 被申請人メーカーらが、自動車の排出ガスにより大気汚染公害が発生することを認識しながら自動車を大量に製造・販売して、申請人患者らを気管支ぜん息等に罹患させ、人間らしく生きる権利の侵害及び高額な医療費負担による精神的な被害を生じさせたため
- ② 被申請人国が、大気汚染防止法等に基づく規制権限を行使せず、申請人患者らに① の被害を生じさせたため
- ③ 被申請人国には、自動車の排出ガスに係る全ての公害被害者に対して医療費の制度的な救済措置を採るべき責務があり、被申請人メーカーらもその財源を負担すべきであるため

【調停を求める事項】:

- ① 被申請人国及び被申請人メーカーらは連帯して、申請人患者らに対し、それぞれ金 100万円を支払うこと
- ② 被申請人国は、気管支ぜん息等の対象疾病及びその続発症の医療費の自己負担分の補償を救済内容とした新たな大気汚染公害医療費救済制度を創設すること
- ③ 被申請人メーカーらは、本件救済制度につき相応の財源負担をすること

【事件の処理経過】

調停委員会を設け、9回の調停期日を開催するなど、手続を進めている。

都道府県・市区町村との連携

- ① 都道府県公害審査会等による公害紛争の処理状況 令和2年度 【係属】 83件 【受付】 40件 【終結】 37件
- ② 都道府県・市区町村への支援 新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、令和2年度は、公害紛争処理連絡協 議会を試行としてウェブ会議で開催、インターネット動画配信による「地方自治体 職員向けウェブセミナー」を新たに開催
- ③ 都道府県・市区町村による公害苦情の対応状況 令和元年度の全国の公害苦情の新規受付件数は約7万件

土地利用の調整の処理状況

- ① 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定 令和2年度 【係属】 3件 【受付】 0件 【終結】 2件
- ② 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等 【係属】 8件 【受付】 7件 【終結】 3件 令和2年度

主な事件 山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の 岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

【申請人】 : 採石業者 【処分庁】 : 山形県知事

: 処分庁は、申請人からされた岩石採取計画認可申請に対し、湧水の水量減 【原処分】

> 少や水質悪化により、これを水源とする町営上水道の施設の機能が損なわ れるおそれがあること、湧水を水源とする農業用水路の水量減少や濁流流 入により、地域の稲作等に影響を及ぼすおそれがあること、遊佐町が条例 により、当該岩石採取計画を規制対象事業に認定したことなどを理由に不

認可処分を実施

【事件の概要】:申請人は、原処分は違法なものであるとして申請

【事件の処理経過】

裁定委員会を設け、7回の審理期日を開催するとともに、専門委員1人を選任するな ど手続を進めている。

公害等調整委員会の動き (令和3年4月~6月)

公害等調整委員会事務局

公害紛争に関する受付事件の概要

一 丹波篠山市における養鶏場等からの悪臭等 被害原因裁定申請事件

(令和3年(ゲ)第5号事件)

令和3年4月26日受付

本件は、申請人の営む養鶏場の鶏舎及び農地の近隣に居住する住民ら(被申請人ら)が訴える悪臭・騒音その他生活被害は、申請人の事業活動に起因するものではない、との原因裁定を求めるものです。

 札幌市における室外機からの騒音・低周波音 による健康被害責任裁定申請事件及び同原因 裁定申請事件

(令和3年(セ)第4号事件・令和3年 (ゲ)第6号事件)

令和3年5月6日受付

本件の責任裁定申請事件は、被申請人の経営する診療所に設置されているエアコン室外機からの低周波音を含む騒音により、申請人は、肉体的・精神的苦痛を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金100万円の支払を求めるものです。また、原因裁定申請事件は、申請人に生じた不眠、疲労感、気分の落込み、イライラ感等の健康被害は、被申請人の経営する診療所に設置されているエアコン室外機からの低周波音を含む騒音によるものである、との原因裁定を求めるものです。

京都市における大気汚染による財産被害原因裁定嘱託事件

(令和3年(ゲ)第7号事件)

令和3年5月11日受付

本件は、京都地方裁判所から、同裁判所に 係属している「京都地方裁判所平成30年(ワ) 第386号・同令和2年(ワ)第1309号損害賠 償請求事件」について、原因裁定の嘱託があった事件です。

都道府県公害審査会の動き (令和3年4月~6月)

公害等調整委員会事務局

1. 受付事件の状況

事件の表示	事 件 名	受付年月日	
栃木県	鉄スクラップ等解体・輸出業者からの	D 0 6 01	
令和3年(調)第1号事件	騒音・振動・悪臭被害防止等請求事件	R3.6.21	
東京都	地下外町梅与埃ふこの販立低減速や東州	D 2 4 6	
令和3年(調)第4号事件	地下鉄駅換気塔からの騒音低減請求事件	R3.4.6	
東京都			
令和3年(調)第5号事件	公園内バーベキューサイト運用再開差止請求事件	R3.4.14	
(東京都令和3年	公園内ハー・ペイユーリオト連用丹用左正萌水事件	NO. 4.14	
(調) 第2号事件への参加)			
静岡県	洗車場からの騒音被害防止請求事件	R3.4.1	
令和3年(調)第1号事件	が中場が500種目W音例工門水事件	K5.4.1	
愛知県	建設残土による	R3.4.21	
令和3年(調)第1号事件	水質汚濁・土壌汚染のおそれ公害防止請求事件	NO.4.21	
大阪府	工場悪臭被害防止請求事件	R3.4.27	
令和3年(調)第3号事件	工物态关似音的工调水争什	NO. 4.21	
福岡県	クリーニング工場からの騒音被害防止請求事件	R3.5.24	
令和3年(調)第2号事件	ファーング工物が500個目板舌切工間水事件	N O . O . 24	
熊本県	農業用ビニールハウスからの騒音被害防止請求事件	R3.4.7	
令和3年(調)第1号事件	展来用 ロー ババックがりの無目似音例 止請水事件	NO. 4. 7	

2. 終結事件の概要

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
北海道 令和3年(調) 第1号事件	北海道 住民1人	医療法人	令和3年2月17日受付	令和3年4月23日 調停打切り
[診療所からの騒音被害防止請求事件]			(1)被申請人は、防音壁を設置するなどして、被申請人のコラットでは、被事を受けるなどでは、ないるでは、ないるでは、ないのでは、な	調停委員会は、1回 の調停期日の開催等 手続を進めたが、合 意が成立する見込、調 がないと判断し、調 停を打切り、本件は 終結した。
青森県 令和2年(調) 第1号事件	青森県 住民1人	有料老人 ホーム運 営会社	令和2年11月19日受付	令和3年6月17日調停打切り
[エアコン室外機 からの騒音(低 周波音)被害防 止請求事件]			被申請人が営む有料老人ホームAに設置しているエアコン室外機を南東側に移設すること。	調停委員会は、2回 の調停期日の開催等 手続を進めたが、合 意が成立する見込み がないと判断し、調 停を打切り、本件は 終結した。
千葉県 令和3年(調) 第1号事件	千葉県 住民1人	千葉県 住民1人	令和3年1月18日受付	令和3年4月15日 調停取下げ
[ボイラーからの 悪臭被害防止請 求事件]			被申請人はボイラーを使用しないこと。	申請人は都合により 調停申請を取り下げ たため、本件は終結 した。
東京都 令和3年(調) 第4号事件	東京都 住民1人	都交通局 (代表者 公営企業	令和3年4月6日受付	令和3年4月20日 調停取下げ
[地下鉄駅換気塔 からの騒音低減 請求事件]		管理者)	(1)地下鉄駅換気塔からの騒音 (低周波騒音)を低減すること、(2)夜間(就寝時)の風量 を少なくするなど、騒音(低 周波騒音)を入眠の妨げにな らない程度に軽減すること。	申請人は都合により 調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
神奈川県 令和3年(調) 第1号事件	神奈川県 住民2人	ダイレク トメール 発送代行	令和3年1月26日受付	令和3年6月28日 調停打切り
[近隣事業所から の騒音防止等請 求事件]		業者	(1)騒音対策として、東側ロシャッターの開放による騒音、フォークリフトのエンジン音・駆動音、搬出入による車	調停委員会は、2回 の調停期日の開催等 手続を進めたが、合 意が成立する見込み

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			両エンジン音、パレットの運搬による際の移動音、東側作業場各階の窓開放によりによりな機械音、東側搬出入口による搬出入の際の段差プレートの金属音、東側ベランダ迷惑・大声の金属音が東側できること、(2)近隣住人の安全確保、迷惑駐車による通行全般の妨げ行為、他人の敷地内で方向転換を行う行為等の交通安全対策を講じること。	がないと判断し、調 停を打切り、本件は 終結した。
静岡県 令和2年(調) 第1号事件	静岡県住民1人	茶製造会 社	令和2年3月16日受付	令和3年4月7日 調停成立
[茶工場からの粉 じん被害防止請 求事件]			排気筒の向きを変えて茶の塵が申請人宅ではなく、被申請人宅ではなく、被申請人宅に落ちるようにする等の対策を講じることにより、排出される茶の塵の量を1/3以下に減少させること。	調停委員会は、3回 の調停期日の開催等 手続を進めた結果、 調停委員会の提示し た調停案を当事者双 方が受諾し、本件は 終結した。
三重県 令和2年(調) 第2号事件	三重県 住民2人	農業協同 組合 三重県	令和2年9月18日受付	令和3年6月22日 調停取下げ
[牛ふん等堆肥化 事業処理施設からの水質汚濁等 被害防止請求事 件]		(代表者知事)	(1)被申請人A農業協同組合 大A農業協同組合 大の所入のの人のの人のの人のの人のの人のの人のの人のの人のの人のの人のの人のの人のの人	申請人は都合により調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
大阪府 令和元年(調)	大阪府 住民1人	大阪府 住民1人	令和元年12月13日受付	令和3年4月12日 調停打切り
			令和元年12月13日受付 (1)被申請人は申請人に対し、 エアコン室外機による低周波	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
からの騒音被害防止請求事件]			の被害対策(小型2台への交換など)を実施しなければならない、(2)被申請人は連帯して、申請人が避難のため支出した費用を支払わなければならない。	手続を進めたが、合 意が成立する見込み がないと判断し、調 停を打切り、本件は 終結した。
大阪府 令和3年(調) 第2号事件 [小売店舗騒音振動被害防止請求 事件]	大阪府住民1人	小売業会 社	令和3年3月9日受付 (1)被申請人は、屋上に設置している十数台の室外機及び1階荷受け場のダクト排出口から発生する騒音・振動について軽減するように防音壁をおければならない、(2)被申請人は、騒音・振動が引き起こず無いようない。	令和3年6月16日 調停打切り 調停委員会は、1回 の調停期日の開催等 手続を進めたが、合 意が成立する見込み がないと判断し、調 停を打切り、本件は 終結した。

⁽注)上記の表は、原則として令和3年4月1日から令和3年6月30日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があ ったものを掲載しています。

公調委からのお知らせ

ブロック会議の開催中止について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、第 52 回公害紛争処理関係ブロック 会議及び第 46 回公害苦情相談員等ブロック会議の開催を中止させていただくことになり ましたので、お知らせいたします。

なお、公害等調整委員会では、昨年度に引き続き、地方自治体の公害紛争・苦情処理担 当職員の人材育成支援の一環として、インターネット動画配信による「地方自治体職員向 けウェブセミナー | を 10 回実施する予定ですので、是非御参加ください。

□機関誌「ちょうせい|読者アンケートのお願い

今後の機関誌「ちょうせい」を発行する際の参考とさせていただきますので、アンケー トに御協力ください。御協力いただける場合は、本誌に対する御意見・御感想等と、何号 (例: 令和3年8月号、第106号) に対する御回答かを、下記のアドレスまで E-mail でお 送りください。

なお、いただいた御回答は、目的外の利用はいたしません。

アンケート御回答先 E-mail アドレス: kouchoi@soumu.go.jp



第106号 令和3年8月

編集 総務省公害等調整委員会事務局 〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎第4号館

内容等のお問い合わせ先 総務課広報担当

Tel: 03-3581-9601 (内線 2315) 03-3503-8591(直

Fax: 03-3581-9488

E-mail: kouchoi@soumu.go.jp

※本誌に掲載した論文等のうち、意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であること をお断りしておきます。

近隣騒音や建築工事による騒音・振動に 伴う被害なども 公害紛争処理の対象になります 紛争を解決するには、まずは相談を



公害紛争処理制度に関する相談窓口

詳しくはこちらへ

公害等調整委員会

検索

総務省公害等調整委員会事務局

公調委 公害相談ダイヤル

TEL 03-3581-9959

月~金曜日 10:00~12:00、13:00~17:00 (祝休日及び12月29日~1月3日は除く。)

FAX.03-3581-9488

e-mail. kouchoi@soumu.go.jp

URL. https://www.soumu.go.jp/kouchoi/

